

# 奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和8年5月18日（月） 10:04～14:56

【場 所】 奥州市役所7階 委員会室

【出席議員】 (27名)

菅原由和 阿部加代子 及川泰輔 岩渕英浩 小野寺勝 岩渕高紀 佐藤克也  
佐藤永匡 菊地淳 千葉典弘 三浦秀夫 佐藤美雪 宍戸直美 菅野至 門脇芳裕  
高橋善行 佐々木友美子 小野優 及川春樹 高橋晋 高橋浩 千葉敦 及川佐  
飯坂一也 加藤清 千田美津子 中西秀俊

【欠席議員】 今野裕文

【出席者】 郷右近市長 新田副市長 高橋教育長

高橋総務部長 二階堂財務部長 山形協働まちづくり部長 千葉市民環境部長  
佐々木商工観光部長 門脇農林部長 桂田健康こども部参事 佐藤教育部長  
廣野政策企画課長 菊地未来羅針盤課長 阿部ふるさと交流課長  
菊池行革デジタル戦略課長 菊地財産運用課長 及川税務課長  
及川生活環境課長 千田観光物産課長 本明農地林務課長 佐藤こども家庭課長  
菅原保育こども園課長 折笠健康増進課長 浦川経営管理課長 佐藤教育総務課長  
佐々木政策企画課長補佐 千田ふるさと交流課長補佐 紺野財産運用課長補佐  
浅沼財産運用課副主幹 佐々木税務課長補佐 高橋生涯学習スポーツ課長補佐  
折笠生活環境課長補佐 村上生活環境課長補佐 高橋農地林務課長補佐  
菅原アクティビティ推進室副主幹 佐藤教育総務課長補佐  
佐藤新医療センター建設準備室副主幹 菅野新医療センター建設準備室副主幹  
菊池議会事務局長 千田議会事務局次長 佐藤議会事務局副主幹

〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜〜〜〇〜〜

## 【次 第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 協 議

### (1) 説明事項

- ① 水沢中学校旧校舎等解体工事及びグラウンド・外構工事について
- ② 国民健康保険税の年金特別徴収データ送信漏れについて
- ③ 公共施設等除去土壌処分方針（案）について
- ④ 奥州市ツキノワグマ対策基本方針に基づく行動計画の策定について
- ⑤ 奥州市国土強靱化地域計画の策定について
- ⑥ 奥州市若者U・Iターン支援金の創設について
- ⑦ 海外友好都市締結記念日米野球親善交流事業について（削除）
- ⑧ 水源地域振興整備基金条例の一部改正について
- ⑨ 新医療センター整備に関する現時点の考え方について



次に、2、今後の事業スケジュールでございますが、令和8年10月から、9年度までの2か年にかけて解体工事を実施し、工期は12か月を見込んでおります。また、令和9年度の7月からグラウンド・外構工事を実施し、こちらは工期を9か月としておりますが、グラウンド・外構工事につきましては、令和4年度的设计完成から年数が経っていることもあり、改めて学校側と工程や整備内容についての調整が必要であることを確認しております。そのため、今回は暫定スケジュールとなりますが、改築事業全体としては、早ければ令和9年度に完了する見込みとなっております。

続きまして、3、グラウンド・外構整備イメージですが、解体の施工エリアは、左の図、赤線で囲まれた部分で、旧校舎、体育館、武道場、プールなどが対象となります。解体後、右の完成イメージ図のとおり、駐車場及び駐輪場と、一部植栽の外構工事とグラウンド整備を行います。

現時点では、9年度に解体工事とグラウンド・外構工事の両工事を並行して進める時期がありますが、学校活動への影響が最小限になるよう、学校と協議しながら進めてまいります。

最後に、4、事業費の見込みですが、旧校舎解体工事及びグラウンド・外構工事は、以下の5つの事業費で構成しており、令和8年度と9年度の総額で約13億円となっております。

説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。

ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは特にご質問等ないようでございます。説明事項①は以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。



## ② 国民健康保険税の年金特別徴収データ送信漏れについて

○議長（菅原由和君） 再開します。

次に説明事項②、国民健康保険税の年金特別徴収データ送信漏れについて説明をいただきます。

二階堂財務部長。

○財務部長（二階堂純君） それではよろしく願いいたします。

国民年金から国民健康保険税を特別徴収する際、徴収額に著しい変更が生じる場合には、平準化をすべきところでございますが、作業を誤ったことから、平準化されないままの金額で特別徴収する事態となってしまいました。ご迷惑をおかけする市民にお詫びをいたしますとともに、その経過や対応について、議員各位にご説明いたします。

担当課長から説明いたします。

○議長（菅原由和君） 及川税務課長。

○税務課長（及川久美子君） 税務課の及川と申します。

それでは、国民健康保険税の年金特別徴収データ送信漏れについてご説明いたします。

資料1をご覧ください。

1、経過は、国民年金からの国民健康保険税の特別徴収については、胆江農業管理センターに依頼し、国民健康保険税標準システムから抽出したデータを基に特別徴収税額の算定を行い、介護保険料と、後期高齢者医療保険料とともに日本年金機構へのデータ連絡、データの送信を行っております。

ここで簡単に、国保税の特別徴収の仕組みについてご説明いたします。参考資料をご覧ください。

特別徴収とは、国保税の納付方法の1つであり、年金から天引きする納付方法であります。特別徴収ができる要件を満たした方が対象となり、4、6、8月支給時に天引きされるものを仮徴収、10、12、2月支給時に天引きされるものを本徴収と区別してございます。

資料中段の説明は割愛しますが、今回のデータ送信漏れは、下に記載した平準化の作業後のデータを送信する際に発生したものでございます。

一番下の表をご覧ください。

ここでは、年税額24万円の場合と極端なケースを載せてございますが、平準化をしなかった場合、2月の支給分から天引きされる6万円がそのまま仮徴収の金額となり、4月から8月まで天引きされますが、本徴収からは2万円の天引きとなります。

このような極端な課税額の変動を抑え、できるだけ6月から一定にするという平準化の作業を4月に行っており、このケースの場合では、平準化を行うと6月支給年金から3万6,000円でほぼ一定にできることとなります。

なお、平準化のボーダーラインは、1万円以上の差額が発生する方を抽出し、作業を行ってございます。

では、資料1の経緯の中段に戻ります。

今回の送信漏れは、令和8年4月7日に、税務課において国保税の平準化を行うデータ修正を行い、委託先である胆江農業管理センターへデータを送信し、電話にて完了報告も行っていましたが、同センターが誤って平準化修正前のデータを日本年金機構へ送信したことから、6月支給分の国民年金へ反映されないことが発覚したものでございます。

時系列の内容は以下のとおりですが、誤ったデータ送信が終わった後に、4月14日に市から対象者に対して、国保税仮徴収額の変更通知を発送しており、既にその通知を受領している対象者の方々は、6月の年金から国保税は減額されるものと認識しているものと思います。

その後、センターにおいて、5月2日に発覚いたしました。連休期間中であったため、当課への報告は7日となり、同日、日本年金機構へこれからデータ修正できないか確認いたしました。修正はできないという回答でございました。

続いて、2の市民への影響でございますが、今回の平準化を行った対象は265名、金額にして465万9,900円となります。8月年金については、平準化されたデータを送信してございますので、影響は出ないものと考えてございます。

また、他の税目では、介護保険料も平準化を行っておりますが、国保税以外の影響はございませんでした。

続いて、3の対応と再発防止の検討についてでございます。

この265名の皆様へ5月下旬をめどに、謝罪文書と還付の案内文書を送付し、7月上旬をめどに、本来徴収すべき平準化された税額と、誤って天引きされた差額を還付いたします。金額に差異はありますが、平均では1万7,000円、最大の差額では4万3,000円ほどの方がございます。ほとんどの方は、1万円から2万円の差額になるものと思われま。

送信誤りが発覚した後、こちらでもいろいろと対応策を考えましたが、4月14日に税額通知と見なされるものを発送していることや、物価高騰の折、いくらでも天引きされる金額が安くなったと喜んだり、使い道を考えたりする方がいらっしやると思いますので、できるだけ早く還付することが一番良い方法ではないかということで、今回の還付としたものでございます。

今後は、委託先である胆江農業管理センターに対し、再発防止を強く求めることはもとより、税

に限らず同じような作業を行っている庁内関係課と再発防止策を検討してまいりたいと考えており、具体的には、年金機構へのデータ送信を行う前に、各課において送信データを確認するなど、検討してまいります。

最後に今後のスケジュールでございますが、先ほどご説明したとおり、謝罪文書と還付先口座の確認を、5月下旬をめどに発送いたしますが、年金機構から確実に引き落としされた金額が判明するのが6月29日となります。これ以前に金額を確認できる方法はなく、予定額での還付もできないことから、6月29日に金額を確認した上で支払伝票を作成し、毎月の定例の還付日程とは別に、最短で7月上旬には還付金の支払いを完了したいと考えております。

この度は市民の方々にご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げまして、今後このようなことがないように、確認の徹底を行ってまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（菅原由和君） 説明は以上でございます。

ご質問等がございましたらご発言お願いいたします。

15番、佐々木友美子議員。

○15番（佐々木友美子君） 15番、佐々木です。

今後のスケジュールのところに作業があるんですけども、これについては相応の費用が発生すると思われまして。また、これに関わる職員の超過勤務等々もあると思うんですけども、これらの経費負担について、ミスを起こしてしまった農業管理センターさんでの経費負担というのは考えられているのかということが1点。

それから、そもそも4月3日に市が胆江センターにデータを送信したのは適切な期日だったのかという、この2点についてお尋ねします。

○議長（菅原由和君） 及川税務課長。

○税務課長（及川久美子君） まず、胆江農業管理センターへの費用負担を求めるかということについてでございますが、還付金等の作業という部分は、普通とはまた異なる余計な部分ではございますが、その辺につきましてはセンターの方で処理を行っていただく、費用負担もそちらの方で持っていただけるものと考えてございます。

また、データの送信の日程につきましては、例年このような日程で進めておりますので、特に遅れ等、そういったものはございませんでした。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 他に。

11番、宍戸直美議員。

○11番（宍戸直美君） 11番、宍戸です。

1点だけお伺いしたいんですけども、修正作業の完了については確認していたけれども修正前のデータを送信してしまったというところで、そこについてのミスが起きたことっていうのは皆さんにそういったことが周知されていなかったっていう報告なのでしょうか。

そこだけお伺いして、終わりたいと思います。

○議長（菅原由和君） 及川税務課長。

○税務課長（及川久美子君） 例年ですとこの修正作業というものは、管理センターの方からデータを抽出していただきまして、こちらで作業を行って管理センターの方に終了の電話連絡と、それから格納場所の確認、そういったものは行っておりましたので、単純にといいいますか、本当にそち

らの方の確認漏れということになるかと思います。

○議長（菅原由和君） よろしいですか。

8番、千葉典弘議員。

○8番（千葉典弘君） 8番、千葉です。

対応策、防止策の検討の中で、送信データを税務課が事前に確認する作業を検討すると書いていますけれども、こういったデータ送付作業というのは他にもいろいろあると思うんですが、そうすると他の税とか、データ作業の部分についても確認を検討するということになりますか。

○議長（菅原由和君） 及川税務課長。

○税務課長（及川久美子君） 今回このようなことが発生いたしましたので、他の税目、そういったものにつきましても、確認していく必要があるかと考えてございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 8番、千葉典弘議員。

○8番（千葉典弘君） それもいいと思うんですが、かなりの手間というか時間数になりませんか。やったほうがいいと思いますけれども、特に、仕事に支障ない範囲でやれるものなのかどうか、全部の作業をやるとなると。あと、第一義的に、直接原因者はセンターなので、センターの対応策をしっかりと確認した上で、連携の上で、こちらの市の方の対応も、しっかりと共通認識の上できちっと整理していただければなと思います。

以上です。

○議長（菅原由和君） 二階堂財務部長。

○財務部長（二階堂純君） ご指摘そのとおりだと思います。最初の手間がかかるであろうと。ただ、これをやらなければいけない。現状では、やはりチェックをもう一工程増やすというか、手間をかけてやる必要はあるんだろうという、現状での分析でございますが、今日ちょっと話したんですけど、やっぱり工程数が多ければ多いほどミスが発生する確率が高いので、そこを抜本的に何か見直す方法はないのかなという話だけはしていました。

これからその辺の可能性も探りながらやっていきたいと思っておりますし、センターの対応ということでございますが、先ほど朝一番で、所長さんはじめ来ていただきまして打ち合わせしております。やはり単純ミスが発生したと言いながら、防止できることはやらないといけないということで、先ほどお話ししました一工程増やすということについても協議しておりますし、これに限らず、やはりコミュニケーションが必要であろうということは確認したことで、今、この全員協議会に向かっていくということは、ご報告させていただきたいと思っております。

○議長（菅原由和君） 18番、高橋晋議員。

○18番（高橋晋君） 18番、高橋晋です。

今回の件にちょっと直接関係するのかわからないんですけども、この胆江農業管理センターという団体が、ちょっと我々のような団体なのか承知しておりませんので、もし奥州市との関係とか、何かそこら辺、今ご説明できないのであれば、資料等いただけると助かります。よろしく願います。

○議長（菅原由和君） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋広和君） 胆江農業管理センターと奥州市の関係ということでございます。

胆江農業管理センターは、地域内の電算処理等を行うことを目的として、自治体であるとか農協等の関係する団体が出資してできた一般社団法人となっております。現在は、主に奥州市の様々な

電算処理等を行っているところをごさいますて、出資については、20%ぐらいだったかとは思いますが、そのような団体となっております。

以上です。

○議長（菅原由和君） よろしいですか。他に。

それでは特にご質問等、他にないようですので、説明事項②は以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩します。



### ③ 公共施設等除去土壌処分方針（案）について

○議長（菅原由和君） 再開します。

次に説明事項の③、公共施設等除去土壌処分方針（案）について説明いただきます。

千葉市民環境部長。

○市民環境部長（千葉光輝君） 平成23年3月11日の東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した、公共施設等の放射能により汚染した除去土壌の最終処分方針案を取りまとめましたので、その内容について、担当課長から説明させていただきます。

及川生活環境課長。

○生活環境課長（及川政典君） 資料1をご覧ください。

今回の処分方針の案に至るまでの概要、経過等をご説明いたします。

まず、放射性土壌につきましては、埋設されてからしばらくそのままということでこれまで保管されてきたわけですけれども、令和7年3月28日、令和6年度末に環境省から最終的な処分をするための方法を網羅した省令が公布されまして、それに伴い、関係補助の要綱、要領等が改正されております。

当市としましては、令和7年度から、除去土壌の最終処分を行うために除染実施計画の改正を行いまして、今年度から処分事業に着手したいというものでございます。

なお、最終処分を行うためには、除染実施計画の改正は必然でございますし、この最終処分方針も定めなければ国の補助を受けられないという仕組みになっております。

今回、国のガイドライン等に基づいて行いました処分事業は、その完了をもって、以降につきましてはそういったものが埋まっていないというようなことで、本当に最終的に、もう廃棄物等が埋まっているところではないというような認識になるものでございます。

経過を簡単にご説明します。

平成23年の発災以降、半年間の間は様々、処分をめぐりまして国の方針等が出されなかったことから混乱している状況がございましたけれども、平成24年5月に放射性物質汚染対策特別措置法に基づきまして、市の除染実施計画を策定いたしました。これによりまして、正式に除染に着手したものでございます。

当初の時点では、公共施設等における除染箇所、901箇所という想定でございましたけれども、最終的に行った場所は、188箇所ということで、これは、1施設当たりに複数箇所あることもあるということでのこのような数字となっております。

その後、国の方でも動きがなかったわけですけれども、先ほど申しましたとおり、令和7年3月に除去土壌処分の最終処分を可能とする省令が公布されたという流れになっております。

2ページ目、除染実施計画についてでございます。

こちら、当初、制定した除去土壌の除染実施計画につきましては、最終処分の方針が決められておりませんでしたので、これを令和8年2月に国の認可を得て、除染実施計画を変更しております。したがって、奥州市でも最終処分に着手が可能になっております。

今回定めます除去土壌処分方針の案について概要をご説明いたします。

現在、除去土壌の対象となります土壌が埋まっている施設が123施設、公共施設です。それから、場所と言いますと146箇所ございます。

こちらを国のガイドラインに基づきまして処分を行っていくわけですが、まず、令和8年度は、この146箇所の調査から進めていくということになります。

調査は、放射性セシウム濃度等の調査、それから設計等を行いまして、実際に最終処分が可能となりましたならば、地域への説明については生活環境課で行いまして、それぞれ施設等で個別に、個別具体的に説明する必要がある場合の説明、それから実際の工事の契約等については、施設の所管課で進めてまいります。

処分については、各埋設地での現地の処分ということを基本としますが、一部、民地を借り上げて設置してある施設等もございますので、そういった民地については移設するというので、市の他の市有地の保管場所へ集約することを想定しております。

具体の箇所については、今後ケースバイケースで協議していくということになります。

今後の予定については、ご覧のとおりです。

資料2、除去土壌処分方針についても若干説明させていただきます。

2ページをご覧ください。まず、対象施設でございます。

先ほど申し上げました箇所の内訳が記載されております。学校施設、保育施設等が多いわけですが、こういった場所については、1施設の中で複数箇所、埋設されている場所があるということで、例えば、学校教育・保育等施設であれば59施設とありますけれども、埋設箇所については81箇所ということになっております。

3ページ目ですが、処分基準につきましては、こちらは基本的には国のガイドラインに基づいて行うということになりますけれども、いずれにしても、除去土壌の例えば工事を行うにしても、除去土壌の飛散、それから流出の防止措置を取るといったことや、当然ですけれども埋設処分に伴っての周辺環境への影響を出さない、工事後の囲いや表示をするということ、それから、その後、モニタリングも行いまして異常がないかの確認を行うといったようなこともガイドラインで定めておりますので、それを順守して行ってまいりたいというものでございます。

3ページ目の下の方ですが、この処分工事の実施期間ですけれども、こちらについては、令和8年4月から当面10年間ということで進めてまいりたいと考えております。

ただ、事前の調査の結果、最終処分ができないほど放射線がまだ高いといったようなものが出てきた場合については、国と協議をしまして、その後の対応を決めるということになっておりますので、この10年間という期間については、今時点での目標ということでご確認いただきたいと考えております。

4ページ目をご覧ください。最後に処分費用についてでございます。

この除去土壌の処分、一部側溝土砂を含みますけれども、この処分の経費につきましては、国の放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の対象となる施設が114施設ございまして、こちらは全額国費で工事がなされるものでございます。

それからその他に、この対象にならない民間施設等の部分でございますけれども、震災復興特別

交付税の対象になりますので、こちらについても基本的な財源は国等から交付されるわけですが、それでもなお不足する部分がある場合については、東京電力への損害賠償請求を行っていくということになります。

以降は、参考資料としまして、処分事業のフロー等を掲載しておりますのでご確認いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等がございましたら、ご発言をお願いします。25番、千田美津子議員。

○25番（千田美津子君） 県南地域が重点地域に指定されて本当にこの間ずっと苦勞されてきたと思うんですが、ようやく、国の方針が定まって、これからこういうふうにしていきたいという説明だったと思えます。

ただ、経費的には国が基本は持つということは、それはそれで重要なんですけれども、ただ今は、対象施設が123施設、146箇所については、原則、現在の埋設地での埋設処分になると。そして、最終的には集約するかもしれないけれども、やっぱり今は、今埋設しているところが中心になってやっていくということになるわけですね。その辺のところをもう1回確認をしたいと思えます。

これまでも他に影響がないようにということで、例えば各教育施設だったり、それぞれのところで埋設をして管理をしてきたわけですが、これからの当面の部分は同じようになるのか、それともきちんと掘り起こして、あまり影響がないようにするのか、放射能の測定の結果にはよると思うんですけれども、その辺の具体的な処分、処理方法についてももう一度お伺いしたいと思えます。

○議長（菅原由和君） 及川生活環境課長。

○生活環境課長（及川政典君） 処分の方法ですけれども、基本的に、1万ベクレル以下の土壌についてはそのまま埋めて覆土、その上に30センチメートル以上土を被せれば生活には影響がないということで、国が実証試験等を重ねながら最終的にそういった考え方をしておりますので、それに従いまして進めていくということになります。

現状でもその保管場所につきましては、当課を中心にして草刈をしたりとか、囲いを直すなどをして管理してきているわけですが、現状でも地上における空間線量につきましては、全く基準値以内ということでございます。

ただ、掘り返した場合、実際、ホットスポット的に高い土壌が埋まっている可能性もゼロとは言えませんので、事前調査を行いまして、まずそこで1万ベクレルを超えないかというような調査をするということになっておりまして、これについては、必ずその内容については、国に報告することになっております。

そこで、万が一超えるものが出てきた場合については、先ほど申し上げましたとおり、その善後策を国と改めて協議するということになります。

1万ベクレル以下であれば、現在、埋設地点では遮水シートなり、トンバッグ等に入れて埋設しておりますので、このまま長時間、長期間放置しますと、例えば大雨などが土壌に浸透した際に、その遮水シートの下が土壌が流されることによって陥没する等の危険がございますので、そういったことがないように遮水シートを取り除いた上で、また、基本的には現地に埋設する、その後、当然のことですけれども埋設地点については、空間線量のモニタリングを行って管理していくというような流れになっております。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 千田美津子議員。

○25番（千田美津子君） そういう手順で進められるということで、ただやっぱり、かなりいろいろ仕事が担当課とすればあるわけですよ。それで、これまで国がきちんと経費についても負担するというのはそれはそれで結構なんですけど、ただ一定以上の部分はなかなか支払いがされなかったということもかなりあるので、だからその辺がきちんとかかった分を全額支払ってもらえるように、これは県も一緒にはやっているはずですけども、その辺については少し強気で、様々実態も伝えながらやっていく必要があるのではないかなと思いますのでその点お伺いして終わります。

○議長（菅原由和君） 及川生活環境課長。

○生活環境課長（及川政典君） その点につきましては、環境省の東北環境事務所と綿密に打合せをしております、いずれ国のガイドラインの範囲で行ったものについては間違いなく全額、交付金を出すということは確約していただいております。

ただ、ガイドラインに基づかないような処分をした場合については、これは当然対象外になってしまうという事は言われておりますので、いずれ国ではそのガイドライン、安全側に沿って設定したガイドラインさえきちんと守ってもらえれば、満額出しますということでございました。

それから、期間についても10年間ということにしておりますけれども、これは、全市町村の最終処分が終わるまで国は面倒を見ますということもはっきり言われておりますので、万が一10年間で終わらなくても、その後もいずれ国のガイドラインどおり対応すれば、満額、工事費については見ていただけるということになっております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 19番、高橋浩議員。

○19番（高橋浩君） 19番、高橋です。2点お願いいたします。

対象施設123施設、146箇所ということなのですが、これは確実な数字なのか、改めてこの作業をするに当たってもう一度この数字、箇所等の確認をきちんとやっていただきたいということ、その辺をどのように考えてらっしゃるのかということが1点。

あと、埋設処分の仕方についてなんですが、今のご答弁の中でありました下に敷いてあるシートも外して、詰めてあったバッグも外して埋め立てるということでした。もう一度確認しますが、そうしますと今までも埋設していたものを全部一旦上げるなり、掘り起こして、そしてそのシートも全部取って、そのシートからその土を全部そのまま出して埋設して、覆土をかけて終わりにするということなのではないでしょうか。確認したいと思います。

○議長（菅原由和君） 及川生活環境課長。

○生活環境課長（及川政典君） まず、箇所数につきましては、今回除染実施計画を改定するに当たりまして環境省の精査も受けておりますので、これで確定するというところでございます。

ただ、埋設されている土量については、実際掘ってみなければ分からない部分もございますので、土の量は動く可能性はあるというものでございます。

それから、処分方法につきましてはいずれすべてといえますか、綺麗にシートなりバッグの方から出して埋設するということになります。

○議長（菅原由和君） 4番、岩淵高紀議員。

○4番（岩淵高紀君） 4番、岩淵高紀です。

いよいよもって最終処分になるということですが、秋の予定で住民説明会が予定されているかと思っております。過去にもあったように、住民説明会で反発が出る可能性が当然あるかと思うんですが、

市側としましては、住民説明会で賛同、理解が得られるものかどうかというところの見込みをお伺いします。

○議長（菅原由和君） 及川生活環境課長。

○生活環境課長（及川政典君） 確かに放射線というのは目に見えないものでございますのでどうしてもそれに対する危険を感じる方もいらっしゃると思うんですが、いずれ、今回の最終処分基準というのは、例えば、環境省の方で農作物を地下に、例えば1万ベクレルを超えるような土壌を埋めてその上に、例えば野菜を栽培した場合に、野菜の方にそういったセシウムの影響が出てくるのかといったものを3年以上実証試験をして、移って来ないということが実際、物として確認できているということもございますので、間違いなく安全だという水準での基準となっておりますので、そこはしっかりご説明したいと思っております。

ただ、その地域で説明会をする際には、環境省の担当職員も出席していただけることになっておりますので、我々だけではなくて、さらに一段、詳しい方の同席もいただけますので、丁寧にご説明できるものと考えております。

○議長（菅原由和君） 3番、小野寺勝議員。

○3番（小野寺勝君） 3番、小野寺です。

1つお聞きします。除染土の集約場所について、学校等子どもたちが利用するような公共施設の除染土の処理をされたときにどこに集約されたのかを伺います。

○議長（菅原由和君） 及川生活環境課長。

○生活環境課長（及川政典君） 埋設する時点でも、基本的には児童・生徒が普段近づかない場所、校舎の裏ですとか、あとは例えば、校庭の植え込みの間ですとか、そういったような場所を選んで埋設しております。また、当然、空間線量も定期的に測りながら、安全性に問題がないかというものも確認してきている経過はございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 小野寺勝議員。

○3番（小野寺勝君） 埋設処理をされて平たんになるということで、子どもたちが近寄りたくなるところではありますけれども、また囲いを付けて入らないようにというようなことで処置をされるということでしたけれども、やはり、できれば子どもたちの遊び場所は広いほうがいいと思うので、できればそういった施設以外に集約して例えば埋設するとかということが検討できるのであればそうしていただくと子どもたちの遊び場所確保ということでも非常に役に立つかなと思うんですけれども、そういうところまで検討していただきたいというお話をさせていただいて終わりにしたいと思います。

○議長（菅原由和君） 及川生活環境課長。

○生活環境課長（及川政典君） ご意見としては承りたいと思いますが、基本的に、先ほどから申し上げているとおり、そういった処分をしても全く通常の空間放射線量と変わらないというレベルでの処分になりますので、万が一、その埋設した場所で遊んだとしても、基本的に全く影響がないというものになりますので、とは言いましてもいずれにしても普段運動するグラウンドとかではなくて、やはりあまり普段近づかないような場所を選んで埋設するような形で考えてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（菅原由和君） 他によろしいでしょうか。

それでは、特にご質問等ないようですので、説明事項③は以上といたします。

午前11時5分まで休憩いたします。



#### ④ 奥州市ツキノワグマ対策基本方針に基づく行動計画の策定について

○議長（菅原由和君） 再開します。

説明事項の④、奥州市ツキノワグマ対策基本方針に基づく行動計画の策定について説明いただきます。

千葉市民環境部長。

○市民環境部長（千葉光輝君） クマの対策につきましては、令和7年のクマの出没多発を踏まえまして、本年2月に対策の基本方針を定めたところでございます。

その後、具体的な対策の検討を進めてきたところでございますが、今般、具体的な行動計画の案を取りまとめいたしましたので、担当課長より説明申し上げます。

○議長（菅原由和君） 及川生活環境課長。

○生活環境課長（及川政典君） クマ対策につきましては、市民環境部生活環境課と農林部農地林務課で分担して担当しておりますが、まずは私の方から全般的にご説明をさせていただきます。

それでは、最初に別紙2、クマ出没に関する市の対応についてという資料をご覧ください。

まずは、議員の皆さんの構成も変わっておりますので、若干、クマ対策についておさらいするというご説明をさせていただきます。

まず、クマに関してでございます。

クマは、鳥獣保護管理法で保護されておりますので、原則として、無許可での捕獲は禁止されております。近年、クマ類の個体数の増加などを原因としまして、人の生活圏での人身被害等が増加していることから、令和6年4月にクマ類を指定管理鳥獣ということで、広域的に管理をしていくことが必要な鳥獣ということに指定しております。

これに基づきまして、県がツキノワグマ管理計画を策定しまして、個体数の管理、人身被害防止、農林業被害防止等の計画を策定しております。

市の役割といたしましては、県の管理計画に基づきまして、住民への啓発、被害防止対策、有害鳥獣の実際の捕獲、学習放獣とありますけれども、これは一旦檻に入ったものに、クマスプレーなどを噴霧することによって、人間の世界は怖いものだということを思い込ませて放獣するといったようなことを分担してやってきておりました。

捕獲につきましては、現在でも原則としては鳥獣による被害が生じている場合などに、県の許可により捕獲可能な仕組みというのが大原則でございます。

ご承知のとおり、令和7年9月には、人の日常生活圏での猟銃を使った捕獲を可能とする緊急銃猟制度というものが創設されておまして、こちらは緊急性があることから、一定の要件を満たせば市町村長の判断で捕獲が実施できる、実際は捕殺ということになりますけれども、実施できるようになっております。

現在の市の対応でございます。

まず、市民から目撃情報があった場合については、箱囲みのおりの対応を行っております。まずは、目撃情報があった場合は、現地を確認して付近でのパトロール活動を兼ねた車両による広報活動を実施しております。それから、岩手県のモバイルメール、市のアプリであるぼちっと奥州、奥州エフエムなど、あらゆる媒体を活用して市民、関係機関等への情報共有を図っております。そ

れから、当然ですが、警察とも相互に情報共有を図るという体制になっております。

なお、問合せが時々ありますけれども、目撃情報があった場合どこに通報すればよいかということですが、まずは、本人の身の安全が図られる状態においては、市のクマ対策担当課へということで、生活環境課へご連絡いただければいいですし、万が一、クマが現地にいるとか、本人の身の危険も含めてあるというような場合については、110番通報をしていただくということで、ホームページ等では周知をしております。

それから、警戒本部、対策本部等についてですが、これは多発した、去年の11月にまとめたものでございます。

警戒本部につきましては、市内での目撃情報が1日5件以上の状態が1週間続いたときということで、昨年度も11月下旬から12月末までということで設置をしております。本部長を市民環境部長としまして、副本部長を農林部長、本部員は関係課長で構成されております。対策本部につきましては、市民の生命・身体に関わる重大事故の危険性が高まったときということで、本部長は市長、副本部長に副市長・教育長、本部員として、市長部局等の部長ということで、基本的には全庁を挙げての対応ということになります。

次のページには、去年の秋以降の奥州市の対応ですとか、令和8年春の出没に向けての取組を記載しておりますので、後程ご確認いただきたいと思っております。

それでは、最初の資料に戻っていただきまして、奥州市ツキノワグマ対策基本方針に基づく行動計画の策定について、ご説明いたします。

まず、策定の経過でございます。先ほど申し上げましたとおり、令和7年秋の大量出没に対応するために、秋以降様々な対応を走り陣立てのような形で講じてまいりました。令和8年2月には、市の独自計画としまして中長期的な対応を含めた、奥州市ツキノワグマ対策基本方針という方針を定めたところでございます。その後、この方針に基づく事業を各課で洗い出しまして、これを行動計画としてまとめる作業を行ってまいりました。

それをまとめたものが今般の行動計画案でございます。

行動計画の概要につきましては、別紙1をご覧ください。

こちらは、概要版でございますが、行動計画を簡潔にまとめたものでございます。まず、左端のオレンジ色の枠の部分につきましては、これは2月に定めました基本方針の内容でございます。5つの柱を定めまして具体のそれぞれの内容を、このようなことに取り組むというようなものを記載しております。その右隣の青い方の枠が今回、基本方針にぶら下がる形で策定したいと考えております行動計画でございます。

期間については、後程ご説明しますが、最初については令和8年からスタートしまして、令和11年までの4年計画ということで考えております。

記載の内容につきましては、各部から報告のあった内容を当課で精査いたしまして、必要と思われるものを計上したものでございます。

ただ、当然ながら、財源等の措置がなかなか難しいものもございまして、そういったものについては、今後、流動的な要素もございまして、ここに列記するような形で今後、毎年度見直ししながら、取組を進めてまいりたいというものでございます。

それでは、最初の資料に戻っていただきまして、計画期間でございます。

3の計画期間についてでございますが、計画期間については、奥州市鳥獣被害防止計画、こちらにつきましては、鳥獣被害防止特措法に基づく法定計画でありまして、既存の計画でございます。

こちらの次期計画予定期間、令和9年から11年度までと整合性を図りまして、令和8年度から11年度までの4年間としたいと考えております。

クマ対策につきましては、現在でも、新たな取組等を国が指示しておりますので、今後、国・県等の新たな補助制度なり、新たな財源などが出てくるものというふうに考えております。

したがって、行動計画につきましても、一度定めてそれで終わりということではなくて、こういった状況の変化、当然ながらクマの行動や被害等の状況も受けて、毎年度見直しを行いながら推進していくという考え方でございます。

右の方にまいりまして事業費及び6月補正での対応と書いておりますが、実際のところ、こちらの方は、現状の行動計画の取りまとめをした規模感ということでお示ししている数字でございますので、この数字で確定というものではございません。

現在のところ各課から上がってきている事業をまとめるとこれぐらいの規模感になるということでございます。

したがって、特に令和9年度以降につきましては、さらに必要な取組が出てくれば、さらに増えていく可能性があるというものでございます。

今回は、規模感をお示しするために、掲載しておりますので、そういうご理解でご覧いただければと考えております。

2ページ目にまいります。

2ページ目は、補助金や特別交付税措置ということで国・県の財源手当の資料となっておりますので、後程ご覧いただきたいと思っております。

いずれ、特別交付税の措置も含めまして、国の交付金、それから県の補助金といったような形で、比較的手厚い形で財源が認められておりますので、この行動計画につきましても、基本的にはこういった補助金を活用して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等がございましたらお受けいたします。

11番、宍戸直美議員。

○11番（宍戸直美君） 11番、宍戸直美です。2点お伺いしたいんですけども。

クマが今市内にも出てきているのが、前までは山に餌がなくなっているような状態があると言っているんですけども、最近はまだ朝夕関係なく、日中も出没しているんですけども、その辺の原因というのは分かっているのか。生態系のお話で、クマがなぜ市内の方に来なければいけないような状況になっているのかとか、そういったところというのは共有されているのか。そこを大学の教授さんとかが研究されているのか、ちょっとその辺も分からないところなんですけれども今の原因について何かしら知っていることがあれば教えていただきたいと思っております。

あと、クマスプレーの購入についての配布先はどちらでしたでしょうか。それについてもお伺いして終わりたいと思っております。

○議長（菅原由和君） 及川生活環境課長。

○生活環境課長（及川政典君） まず、原因でございますが、なかなか専門家も少ないので、いろいろ言われているところでございますが、第一には、この特に、北奥羽山系のクマ類が個体数がかかなり増えているというところは指摘されております。

従って、餌が個体数に対して足りない、温暖化の影響もあるんだろうと考えておりますが、そういったような事情で足りない餌を求めて山裾に下りてくる。その中で、人間社会のおいしい餌に、

クマから見れば山の餌よりもおいしい餌を見つけることによって、それをどんどん学習していくと。やっぱり、クマは、記憶力が高い動物だということだそうなので、どんどんおいしいものを覚えればその場所にまた次の年も帰ってくるというような生態だそうなので、原因としてはそういうことが言えると思います。あとは、河川とかやぶとかといったところを伝って移動しますので、河川等も泳ぐことができますから、突然、市街地に出てくるということもあります。

盛岡でも、昨日も県庁付近で目撃情報がありましたけれども、いずれそういった形で河川を経由して突然出てくるということもありますので、どこにいても安全ということではなくて、やはりもういて当たり前だというような考え方にこれからは切り替えていく必要があると思っておりますので、そういったようなことを改めてなるべく簡単な資料でまとめまして、市民の皆様とも共有を図っていききたいなどは考えております。

クマスプレーにつきましては、まず、第一に小学校、中学校、それから保育所にまず第一に、前年度に購入した分は配付しておりますし、あとは、関係施設、観光施設とか、あとは外回りのある部署とかといったところで携行できるような形で配布をしております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 26番、中西秀俊議員。

○26番（中西秀俊君） あえてお話をさせていただきますし、お伺いをいたします。

聞きたかったのは、クマわな設置までの時間についてであります。

県の保健所の許可手続きに要する期間の実態はどの程度なのか。また、市として、迅速化に向けた県との協議、改善要望は既に行っているのか。わな設置が遅れることで住民の危険度が高まるリスク評価はどう行っているのかお伺いしたいと思います。

今ほどもお話があったとおり、クマの出没は単なる1地域の問題ではなくて、市全体の安全確保に直結する重要な課題になっていると思います。

市当局が迅速に対応していることは、今回も理解しているところでありますが、現場では、わな設置までの時間、捕獲従業者の負担なり、そして住民の不安が依然として大きい状況にあります。

県との連携強化、手続きの迅速化、今言ったように捕獲従事者の処遇改善など、市民への情報提供の強化など、市として改善できる余地はまだあるように思うのです。

110番なり、市に連絡をすれば、今回は江刺総合支所地域支援グループだったり、そしてあと農地林務課の行動があるわけですが、私どもの地域に5、6回侵入があったり、クマの徘徊が確認されている状況で、早期対応がやっぱり被害防止の鍵となってくると思うのですが、その辺の現在の状況なりをお話しいただければと思います。

ちょっと、ふさわしくないかもしれませんがお願いいたします。

○議長（菅原由和君） 本明農地林務課長。

○農地林務課長（本明満君） それでは県へのクマの許可、日数等についてご質問があったかと思っております。

まず、クマが出没したときに、支所とか、鳥獣保護巡視員さんがパトロールをして、何回もクマが出没する恐れがあると、危険だというような判断がなされれば捕獲が必要だということで農地林務課の方に連絡ができます。

その際には、クマを誘引するような餌を置かないとか、まず、態勢の方をしっかりといただいた上で捕獲が必要だという判断がありまして、当方では、資料等がそろいましたら、これはあくまでも通常のやり方ということですが、すぐに県の保健所に通常許可の申請を行います。

わなを設置するというのは、確か半径200メートル以内に民家があるとか、何件以上あった場合は難しいんですけども、ちゃんと設置できるような要件であるというのを保健所で確認をするということで通常、申請をしてから2日間くらいで許可が下りるというような状況となっております。

なお、急ぎの場合は、市でも、保健所に早めをお願いをしたいということで、そこら辺は柔軟に対応をしているところでございます。

なお、今回のように、通常期間の通常許可の申請は保健所に行いますし、連休とか、重なった場合は、それはちょっと保健所では難しいですので、私の方であらかじめ、捕獲の頭数の許可をいただいている部分で特例の申請というのもありますけれども、前回、江刺であった場合につきましては通常許可ということで、金曜日に捕獲が必要だということで当課に連絡がありまして、月曜日には当課で決裁を取って保健所に、午前中のうちに申請を出したということになります。

そのときは、地元の方からもいろいろお話があったということで、県の担当が席を外している部分もあったんですが、なるべく早くお願いしたいということで、口頭でも依頼をして、翌日に許可をいただいたというような状況となっております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 12番、菅野至議員。

○12番（菅野至君） 12番、菅野至です。2点ほど質問させていただきます。

まず、1点目ですが、3ページの別紙1にあります行動計画について、5本の柱の1番の内容の②の部分、ゾーニングという言葉が出てくるんですが、これに対しては、市のゾーニング方針策定を令和8年度にするということで記載もあるわけですが、このゾーニングに対する考え方をもう少し詳しく伺いできればと思います。

2点目ですけれども、5ページの要は目撃通報があった際の市の対応というところなんですけど、この目撃通報があった際の市の対応というところで、この目撃通報というのはすごく大事なと思うんですが、よく聞くのが、よくここには出るから通報しなくていいや、なんて言っている方もいらっしゃるってして、実は、この通報はすごく大事だと思うわけですけども、通報後の情報共有というところはしっかり何か考えられていらっしゃるかなと思うんですが、その通報をさせるということに関して市ではどのようなお考えを持っているかというところの2点について伺います。

○議長（菅原由和君） 及川生活環境課長。

○生活環境課長（及川政典君） 別紙1のゾーニングの考え方でございます。

ゾーニングと一言で申し上げましても大きい意味でのゾーニングと、狭い意味でのゾーニングというものがあまして、まずは大きく分けると、本来クマの生息域である山間部と、それからその中間地帯、それからあと人の生活圏というような形になりますし、あとは狭い意味でのゾーニングということになりますと、例えばその緩衝帯を整備することによって、人の生活圏域への移動をなるべく防ぐ、移動をしにくくするといったような考え方がございます。

まず、そもそもの生活圏から出ていくというところについては、先ほどご質問もあったとおり、やはり個体数が増え過ぎたので、山林の中にいられなくなる個体が出てくるということでございますので、そういったところについては県の方でしっかり対応していただきたいと考えておりますし、それからあとは、市街地、人の生活圏域への出没防止につきましては、基本方針で言いますと②の方とも関わってくるわけですけども、例えば、河川の河川敷の伐採、それからあと、通学路の草刈、下草刈りといったようなところで人が住んでいる場所に移動しにくくするというような効果を狙ってやる部分については、我々の方で考えていくということになっておりますので、そういった

ところで、とはいいいましても草を刈らなければいけない場所というのは正直申し上げまして、のべつ幕なしにあるということになりますので、まずはどういったところでそういった緩衝帯の整備をやっていくべきかというところをまずは定めてまいりたいと考えているところです。

それから2点目でございます。

市民の方へ通報させる、仕向けるような取組ということでございますが、正直申し上げまして、私どもとして、見かけたら通報してくださいということは申し上げるんですけども、特段、必ず通報してくださいといったようなところまでは踏み込んでいないのが現状でございます。

長年、例えば山間部にお住まいの方ですとどうしても、慣れているからということで通報されない方がいらっしゃるというのは我々も十分承知はしておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、クマの生態がやはり変わってきているというところもございまして、そういったことをまとめた簡単なリーフレットといいますか、そのパンフレットといったようなものを市民の方に配布しまして、例えば、住宅の敷地に入り込んだような形跡がある場合はやはり通報してくださいとか、畑とか、普段作業している場所でそういった形跡があるときは必ず通報してくださいとか、そういったようなことは今後、取り組んでいかなければならないのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 菅野至議員。

○12番（菅野至君） ありがとうございます。

2番目については、承知いたしました。しっかりと周知徹底していただければと思います。

あと、緩衝帯についてなんですけど、先ほどご説明があったとおりだとは思いますが、例えば、地区とかでそういった緩衝帯の事業等々に対して、市では何か補助をすとかというお考えは今の時点であるのかどうかというところをお伺いして終わります。

○議長（菅原由和君） 及川生活環境課長。

○生活環境課長（及川政典君） 今時点で、地域の皆様をお願いをしてというところは考えておりませんが、やはり対象となる場所は多いということは先ほども申し上げたとおりでございますので、今後、そういった仕組みに対して市がどのような支援ができるかということも、併せて検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 14番、高橋善行議員。

○14番（高橋善行君） 14番、高橋善行です。2点伺います。

別紙資料4ページの別紙1にドローン免許取得補助を出すということなんでしょうけれども、免許取得に関して何人ぐらいを予定しているかということと、それから、そのドローンをもって何をしようとするのかというところを伺います。

○議長（菅原由和君） 及川生活環境課長。

○生活環境課長（及川政典君） 現時点で何人というところまでは考えておりませんが、いずれにしても、我々職員については人事異動がございまして。

したがって、市内にそういったことができる人材を増やしていくということが大切だと思っておりますので、計画的に増やしていくと。5人とか10人取ったら終わりということじゃなくて、基本的にはそういった免許がある人材を増やしていけば、クマ対策以外にも、例えば災害対策とか対応とかといった場合にも活用できますのでそういったような考え方で今のところは考えております。

どういった場面で活用するのかということですが、例えば、周囲が農地に囲まれた山林などに立

てもった場合、周囲からですと鬱蒼としてなかなか見分けられないんですけども、上空から赤外線カメラを使うと、とどまっている様子が確認できるということもございますので、そういったようなクマの行動を追跡するというようなことに活用できるかなと思っておりますし、そのほか市街地に例えば迷い込んだときも、建物の陰に隠れていないかということは、上空から見た方がやはり早いので、そういったようなことも考えていかなければならないのかなと考えております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 高橋善行議員。

○14番（高橋善行君） ありがとうございます。

ということは、ドローンの免許を取るというのは一般市民の方ということじゃなくて、まず職員の中で取って対応する職員を、できる職員を増やしていこうという考え方ということでよろしいでしょうか。

○議長（菅原由和君） 及川生活環境課長。

○生活環境課長（及川政典君） そういうことでございます。

○議長（菅原由和君） 14番、高橋善行議員。

○14番（高橋善行君） ありがとうございます。

民間の方々でも結構市内には免許を持っている方がいると思うんですけどもそういう方々の力を借りるということは特に考えてないですか。どうですか。

○議長（菅原由和君） 及川生活環境課。

○生活環境課長（及川政典君） 確かにご協力いただければありがたいことではございますが、やはり危険も伴うことでございますので、当面は、市の職員を中心に、あと、猟友会のご協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（菅原由和君） 15番、佐々木友美子議員。

○15番（佐々木友美子君） 15番、佐々木です。

同じページの4番目の柱の青いところに、センサーカメラ導入検討とあります。

その部分でお願いですが、昨年やはり11月に多発したときに、各学校でどういうものが必要かということを経験した方が教育委員会に要望を出した集約が教育委員会を持っていると思うんですけども、かなりの学校で防犯カメラを設置してほしいという要望が出ていたようです。要は、夜間とか土日、無人化したときに、玄関の例えばガラスが割れていたようなときに、ボールがぶつかって割れたのか、不審者で割れたのか、クマが中にいて割れているのかが分からないというようなことで防犯カメラをっていうような要望を出されていたようでしたので、その辺りも検討のひとつにいただければいいと思うんですが、その点についてお伺いして終わります。

○議長（菅原由和君） 及川生活環境課長。

○生活環境課長（及川政典君） センサーカメラですが、基本的には、例えば何十台も用意できるものではございませんので、鳥獣保護巡視員の方等に相談して、クマの通り道と言われるようなところを見分けていただいて、そういう場所に設置して早期警戒の、学校まで近づけてということではなくて、さらに上流側の移動経路を補足して、そういった早期の移動の把握に努めるというような考え方でございますけれども、学校の方、教育委員会の方ともご相談いたしまして、例えば、防犯カメラを設置することによって、そういったようなことに転用できるのであればそういったようなところ、例えば、山際に近い学校であればそういったような取組も必要になってくる可能性もありますので、そういう視点も持って考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菅原由和君） 25番、千田美津子議員。

○25番（千田美津子君） 私は、クマの生態が変わってきているっていうお話がありましたが、クマの習性に変化が起きているっていう指摘についてちょっとお話をしたいと思います。

実は、4月に紫波町で55歳の女性の遺体がクマのすぐ近くで発見をされて、その遺体には土がかぶさっていたと。これまではクマ鈴とか、クマスプレーとか、怖がるものをやれば近寄ってこないというそういう状況があったと思うんですが、今、猟友会とかが銃を構えたとしても、その銃を構えた人に突進する、向かってくるという状況が報告をされ、だから本当に半端ではない対応が私は急務になっていると思うんです。人里に行けばおいしいものがあるっていうよりも、人そのものがおいしいものという認識になってきているんじゃないかっていう指摘もちょっとあるんですね。ですから、女性が餌に、食べたいということでそういうことをされたんじゃないかっていうふうに言われているわけですが、いずれだから計画を立てるのはすごく大事なけれども、その計画の実施をもっと早めていかないと、いろんな、例えば令和8年度中に計画をして、令和9年度に導入するとか、先ほど友美子議員が言われたセンサーも9年度になっているんですけども、私はそういうのはできるだけ早く前倒しで設置をしないと大変なことになりかねないとすごく思うんですが、その点が1つ。

それからさっき言った点に関わるんだけど、行動計画の1ページに、クマ対策に係る新たな知見、市民の意識などってありますけれども、この知見についてもっと敏感になっていかないと後手後手になりかねないんですよね。ですから、そういう対応が私はもっと求められるなど。

あともう1つなんですが、リンゴ園とかに毎年相当のクマの数が来ているわけですが、どちらかっていうとわなを仕掛けなさいとか、自分たちでやれっていうことになるんだけど、もっとやっぱりそういう部分で指導なり援助が欲しいという声が切実になってきています。

ですから、市民から通報があったら行動するっていうよりも、常に出てくる状況のところには、やっぱり事前に地元と協議をすとか、そういう対応が私は必要ではないかなと感じるわけですが、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（菅原由和君） 千葉市民環境部長。

○市民環境部長（千葉光輝君） 今議員ご指摘のとおりお話のことはごもっともなのかなと認識をさせていただきます。

昨年のクマの出没多発を踏まえまして検討を進めてきたところでございますし、市長の就任に当たりまして、そちらの対策を強化すべきという方針も表明させていただいておりますので、それらを踏まえまして、現在組織の強化を今検討しているところでございます。

今、詳細については、まだ現在検討中でございますのでこの場ではご説明ちょっとできないところでございますが、来月には組織の強化についてご説明申し上げたいと考えております。

それらを踏まえて、今ご指摘いただいたところを踏まえまして、その対策の強化とスピードアップのほうも図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（菅原由和君） 19番、高橋浩議員。

○19番（高橋浩君） 19番、高橋浩です。

ただいまの答弁の中で組織強化、スピードアップということも対応するというお話でございました。私は、昨年にも一般質問したところだったんですが、先ほどの25番議員からも出ましたクマの生態の変化、そして、市民環境部内と農林部内の2つの課での対応ということを考えますと、この

際、やっぱり専門職の採用、クマの対策の知識のある専門職の採用であったり、専門官の設置も検討に入れるべきではないかと思うのですが、ただいま答弁されたように、組織強化、スピードアップ等についてまだこれから検討中、今まさに検討中なのだろうと思いますけれども、そういう対応も含めてお考えをお尋ねして終わります。

○議長（菅原由和君） 千葉市民環境部長。

○市民環境部長（千葉光輝君） 今まさに議員ご指摘いただいた専門の職員であったり、専門官であったりというところもそれも含めて、現在までも検討してきてございますし、今後も引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（菅原由和君） ほかよろしいでしょうか。

それでは、説明事項④は以上といたします。

説明者入れ替えのため暫時休憩します。



### ⑤ 奥州市国土強靱化地域計画の策定について

○議長（菅原由和君） 再開いたします。

次に説明事項⑤、奥州市国土強靱化地域計画の策定について説明いただきます。

阿部政策企画部長。

○政策企画部長（阿部記之君） 政策企画部でございます。

当市の国土強靱化地域計画ですけれども、法令に基づきまして、令和3年3月に策定しているところでございますけれども、今年度をもって当初計画の計画期間が満了することになります。市といたしましては、大規模自然災害等から市民の命と財産を守り、被害を最小化するための取組を継続していくため、次期国土強靱化地域計画を策定することとし、本日その概要について説明をさせていただきます。

以降、資料に基づき、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（菅原由和君） 廣野政策企画課長。

○政策企画課長（廣野基宣君） 政策企画課の廣野です。

私の方から、奥州市国土強靱化計画の策定、見直しにつきましてご説明をさせていただきます。

お手元のタブレットには、本日説明をいたします資料ナンバー1、国土強靱化計画の策定（見直し）についてと、参考資料といたしまして、現行計画の概要をまとめました【概要版】奥州市国土強靱化地域計画を配信しておりますが、本日の説明については、主に資料ナンバー1に沿って説明をさせていただきます。

それでは資料1ページをご覧ください。

まず、経過でございます。

国土強靱化地域計画は、平成25年に策定されました「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、市町村が策定することができる計画であり、義務ではないものの、国土強靱化施策を進める上で重要な計画として位置付けられています。

今回、令和2年度に策定した現行計画が令和8年度末をもって計画期間の満了を迎えることから、この度、次期計画の策定、すなわち見直しを行うものでございます。

次に、2、計画策定の趣旨でございます。

本計画は、大規模自然災害が発生しても、地域の生命、財産を守り、被害を最小化することを目

的とするものでございます。

そのために、どのような災害が起こり得るか、あらゆるリスクを想定し、最悪の事態に陥らないための対策を平時から総合的かつ計画的に推進するための指針となるものでございます。

危機管理課で所管しております地域防災計画が災害発生時の対応などを中心とした計画であるのに対し、国土強靱化地域計画は、被害を未然に防ぎ、被害を最小化するための事前防災、減災対策を平時から計画的に進めるものとなっており、両計画は、お互いに連携し、車の両輪として本市の防災減災能力を高めるものでございます。

次に、3、現行計画の基本的な考え方でございます。

現行計画におきましては、国や県の計画と同様に、①の人命の保護が最大限に図られること、から、④の迅速な復旧・復興を可能にすること、の4つの基本目標を掲げております。

また、想定するリスクといたしましては、本市において過去に大きな被害をもたらした地震や風水害、そして雪害に加え、新型コロナウイルスのような感染症も含めたものとなっております。これら想定されるリスクに対し、起きてはならない最悪の事態を20のシナリオとして設定し、その回避に向けた施策を講じてきたところでございます。

次に、右側の4、計画策定のメリットをご覧ください。

本計画は、法律上の策定義務ではありませんが、防災減災対策を総合的かつ計画的に進めるため、また、国の支援制度との関係もあり、多くの自治体で策定が進められています。計画に基づき実施される取組は、国の交付金、例えば地域未来交付金や防災・安全交付金といった有利な財政支援措置の対象となり得るものであり、本市が強靱なまちづくりを着実に進める上で、非常に重要な計画であります。

次に、今回の見直しの柱となります、5、策定（見直し）の考え方についてです。

見直しに当たりましては、現行計画を基本としながら、例えば、能登半島地震や大船渡市の山林火災など、近年の大規模災害から得られた知見や社会情勢の変化を踏まえ、必要な修正を加えることとしております。

また、導入予定事業、これは計画に基づき実施を予定する事業であり、計画の別表として策定しているものです。現在は、37事業を搭載しているものですが、この一覧については、国の交付金や補助制度における重点化の考え方も考えながら、必要な見直しを行うこととしております。併せて、K P Iについては、次期総合計画との整合性を図りながら、整理を行う予定としております。

次に、6、計画期間でございしますが、次期計画は、令和9年度から令和16年度までの8年間とする案を考えております。

これは、K P I 管理の観点から、今回見直しを進めております次期総合計画と計画期間を合わせたいものではありませんが、国の基本計画の見直し等など、必要があれば見直しを行う柔軟な運用も可能としたいと思っております。

最後に、今後の進め方、7、策定スケジュールについて説明いたします。

国土強靱化地域計画は、現在策定を進めている次期総合計画との整合を図りながら見直しを進めることとしておりますので、総合計画の進捗状況により、スケジュールは変更となりますことをご了承願います。

現時点では、10月をめどに事務局、これは庁内関係課とさせていただきたいと思っておりますが、庁内にて計画案を取りまとめたいと考えております。パブリックコメントについても、総合計画との整合性が分かりやすい時期に改めて設定したいと考えております。

そして、いただいたご意見等を踏まえた修正を行い、来年3月には議会の皆様へ改めてご説明をさせていただいた上で、計画を公表する予定で進めてまいります。

駆け足での説明となりましたが、以上で説明を終わります。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。ご質問等がございましたらお受けいたします。

16番、小野優議員。

○16番（小野優君） 16番、小野です。

いくつか確認したいんですけども、まずちょっとこの間、議会、決算とか予算の場でも、強靱化計画に触れる議論があったんですけども、今説明していただいたように、この強靱化計画そのものの策定であって、それから進捗管理というものはこの政策企画課がずっと行っていくってところでいいのか。もしくは個別に定まってきている分野とかを議論する際に、分野ごとの所管課という考え方になるのかを、説明をお願いいたします。

○議長（菅原由和君） 廣野政策企画課長。

○政策企画課長（廣野基宣君） 基本的な進行管理等につきましては政策企画課で行っていききたいと思います。まず基本的には、総合計画が基となりますので、そちらも合わせながら政策企画課が中心となってやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（菅原由和君） 小野優議員。

○16番（小野優君） ということであれば今後、総合計画とある程度紐づけされてっていうことは説明資料にもあったんですけども、この事業がどうなっているのかという聞き方をする際はあくまでも政策企画課に対して聞くということなのかどうかそこを確認させてください。

それからもう1点が今回ホームページの方でも重点施策とK P Iの関係ということで、これは今の総合計画との関連付けで説明されてこういう仕様にしますと説明されていますけど、現時点での、いわゆる今総合計画策定に向けていろいろやっていると思うんですが、現時点でのこの指標は、K P Iがどこまで来ているかのっていう部分の公表というのは今後されるのかどうか確認させてください。

○議長（菅原由和君） 廣野政策企画課長。

○政策企画課長（廣野基宣君） 個別具体の事業に関するものについては、各担当課にお聞きいただいた方がいいと思います。あくまでもまとめている部分ということになります、すいません。そういった部分で取りまとめをしているところは政策企画課ということをお願いをしたいと思います。

それからK P Iについても、この国土強靱化計画としてというよりは、総合計画の中でということで取りまとめたいと思います。個別にちょっと公表は現時点ではしない予定ですが、そこはどうかは、引き続き検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（菅原由和君） 阿部政策企画部長。

○政策企画部長（阿部記之君） 今の補足ですけれども、やはり複数の課にまたがる計画を策定するというので、その総合調整の部分、ここの部分を当部が担っているということで、今回説明をさせていただいているということになります。やはり個々の事業にフォーカスをした質問ということになりますと、やはりそこはそれぞれの担当部、担当課、予算の関係もあって所管課というのがありますので、そこで聞いていただいた方が、より具体的なものであれば、そういうふうにお聞きいただくのがいいかなと思っているということでございます。

また、K P Iの部分につきましては、これはいずれ事業ということでのK P Iということになれば、当然総合計画に関わってくる部分ですので、それぞれのK P Iについて、今この国土強靱化計画の部分については、我々とすれば一旦現計画の総括的な部分は作業としてはしますけれども、これをどのように出していくかというのは総合計画も今策定しているところなので、ここはちょっと、分かりやすい工夫は必要かなと思っているということでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 小野優議員。

○16番（小野優君） 個別事業に関してというところは分かりました。このK P Iの部分に関してですけれども作業としてはやっているという話ですが、この間の議論でも、この強靱化計画に基づいて指標まであるのに、どう進んでいるのかというのを聞いて、それが分かりませんという返答が、実際議場でなされたケースもあったわけなんですけれども。

それを今後これからの部分として総合計画というものはあるんですが、現行こうなっているものを、いわゆる例えば、今年度までが今の総合計画の最後なんですけれども、いずれそれをどう総括しながら次の計画を作るのは難しいという話はこの間もしていましたけれども、その指標は何も議会に示されないまま、こうでしたという話をされてもこちらでも判断しかねる部分もあるんですが、やはりこの指標の進捗の議会に対する公表というのは、私はある程度必要じゃないかと思うんですけれども、その点もう一度現時点での考えをお聞きして終わります。

○議長（菅原由和君） 廣野政策企画課長。

○政策企画課長（廣野基宣君） その部分については、やはり私どもの方としても、どのように表すかというのは課題としては捉えておりますので、それぞれの個別、これは個別計画、総合計画の横串を刺す計画になりますので、ちょっとどのような形で表すかはちょっと引き続き検討をさせていただきたいと思います。

○議長（菅原由和君） 8番、千葉典弘議員。

○8番（千葉典弘君） 8番、千葉典弘です。

1点だけお伺いします。

想定するリスクで、地震、風水害から感染症まで4点記載されていますけれども、原子力災害、放射能汚染、こういった点についてはこの計画には入らない、入る余地があるのか、そこを1点確認したいと思います。

○議長（菅原由和君） 廣野政策企画課長。

○政策企画課長（廣野基宣君） その部分につきましては上位計画である国とか県の部分とも整合を図りながらやっていきたいと思っておりますので、その上位計画を見ながら検討はしたいと思っております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 千葉典弘議員。

○8番（千葉典弘君） 確か地域防災計画には入っていたような気はするんですが、そこでの整合性はどう考えるのかお伺いします。

○議長（菅原由和君） 廣野政策企画課長。

○政策企画課長（廣野基宣君） 先ほど述べましたとおり、地域防災計画との大きな違いが、こちらについていわゆる事前、平時の取組ということになりますので、どちらかというとなら放射能対策とか、起こったときの後のことを考えると、こちらではなくていわゆる地域防災計画ということになりますので、起こった後の部分については地域防災計画でのまとめになると思っておりますし、その放射能対

策が事前にできる部分があるのであれば、いわゆるこちらの方に載せるということになるかと思えます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 千葉典弘議員。

○8番（千葉典弘君） 例えば、安定ヨウ素剤の配布とか、あるいはマスクとか、防護服とか、小さなことかもしれませんが、想定すればあると思いますので、そこら辺も含めてご検討いただければと思います。

○議長（菅原由和君） 廣野政策企画課長。

○政策企画課長（廣野基宣君） それではその部分につきましても策定作業を進める中で検討していきたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長（菅原由和君） 他、よろしいでしょうか。

それでは、特にご質問等ないようですので説明事項⑤は以上といたします。

以降の説明事項につきましては午後からにしたいと思えます。

ここで午後1時まで休憩いたします。



○議長（菅原由和君） 再開します。

説明事項⑥に入る前に当局から発言を求められておりましたので、これを許可したいと思います。  
高橋総務部長。

○総務部長（高橋広和君） 総務部でございます。

本日の全員協議会の7番目、海外友好都市締結記念日米野球親善交流事業について説明をする予定としておりましたが、こちらにつきましては、資料を整えた上で後日、説明をさせていただきたいと思えますので、本日の説明案件からは削除をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅原由和君） ということでございましたので、説明事項⑦につきましては、本日は削除させていただきます。



## ⑥ 奥州市若者U・Iターン支援金の創設について

○議長（菅原由和君） それでは、説明事項の⑥に入ります。奥州市若者U・Iターン支援金の創設について説明いただきます。

阿部政策企画部長。

○政策企画部長（阿部記之君） 移住定住に関する支援に関してでございますけれども、これまでも市は、国、県と協調しながら取組を進めてきたところでございますけれども、県におきましては、人口減少に歯止めがかからない状況を踏まえまして、令和8年4月から新たに岩手若者U・Iターン支援金なる制度運用を開始しております。

市といたしましては、今後も県と歩調を合わせて取組を進めるべきとの考えから、県と市の共同事業といたしまして、奥州市若者U・Iターン支援金を創設したいと考えております。当該支援金に係る予算につきましては、6月定例会に補正予算案を提案したいと考えておりますことから、本

日は、制度概要等について説明をさせていただきたいと思います。

以降、資料に基づき、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（菅原由和君） 阿部ふるさと交流課長。

○ふるさと交流課長（阿部伸幸君） ふるさと交流課の阿部です。

私の方から、奥州市若者U・Iターン支援金の創設についてご説明いたします。

まず、経過でございますが、岩手県では、本年4月1日より、「いわて若者U・Iターン支援金」制度の運用を開始しております。この県の制度は、対象を県外の移住者とし、首都圏からの移住者のみを対象としている全国統一の国の移住支援金制度を補完する位置付けとなっております。国制度における対象範囲を拡大する形となりますが、若者のU・Iターンに対する支援は、進学や就職等で一旦地域を離れた若者の地元回帰になるきっかけとなると期待できることから、本制度の創設について検討を重ねてまいりました。

今般、要綱を制定しまして、6月議会におきまして補正予算要求を行おうとしております。

制度の概要ですが、支援金の交付対象者については、進学や転職（※後刻、転勤に訂正あり）を除き、奥州市に5年以上居住する意思のある39歳以下の転入者で、かつ、移住元要件及び移住後要件を満たす者としております。

支援する金額は、対象者の状況に応じまして、一般枠と新卒枠に分かれた基本額が一般枠の世帯の場合は25万円、単身の場合と新卒枠は15万円。加えまして、申請者が25歳までの若者あるいは女性の場合は5万円の、世帯員に18歳未満の子がいる場合は、子ども1人当たり25万円の加算を設けております。

負担割合は、県2分の1、市2分の1となります。

事業実施により見込まれる効果としましては、これまで行ってきた3段階の切れ目のない支援、移住検討時、移住時、定住時の、移住時の部分の強化につながり、これまでも国制度を活用し、奥州市内に移住された方で5年以内に転出した方がいない状況から、さらなる定住促進につながるものと期待をしております。

予算につきましては、6月補正の肉付け予算となります。

岩手県の方で行いました試算を参考に積算をいたしまして、これまでの制度における平均の支給額30万6,000円を3件分で見込みまして、歳出としましては91万8,000円を計上いたします。この予算を確保した後、事業の開始につきましては、本年7月を予定しております。できるだけ早期に着手することで、若者のU・Iターンの促進につながるものと考えております。

なお、県内市町村の状況につきましては、県内33市町村のうち、12市町村で令和8年度当初から事業実施を予定ということでございます。

また、これまでに市に対しまして、この事業に関して問合せ等は特にございませませんが、事業開始後の状況によっては、さらなる補正予算の対応も考えてまいります。

資料2ページ目につきましては、移住・定住関係の補助金、支援金について、当初予算と6月補正、県の負担割合等について一覧にしておりますのでご確認をお願いいたします。

奥州市では、当初予算におきまして、移住支援補助金や、地方就職支援金等の移住者に対する補助金は用意しております。今回説明しました事業につきましては、県との共同事業で実施をする移住時の部分の強化策として、他の市町村に遅れることなく実施したいという趣旨でございます。

奥州市を気に入っていただき、定住のために住宅を取得する際の補助金も用意しており、これらの事業を含めまして、県のマッチングサイト、奥州市の移住応援サイトやInstagramでの周知

を図りながら進めてまいりたいと考えております。

説明については以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。

ご質問等がございましたら、ご発言お願いいたします。

5番、佐藤克也議員。

○5番（佐藤克也君） 5番、佐藤克也でございます。

これまでも5年以内に転出した者はいらっしゃらないということで定住促進につながるということでございましたが、1つ確認でございます。5年以上居住する意思を有する方の、意思を確認する方法が細かくあると思うんですが、大まかに教えていただければと思います。

○議長（菅原由和君） 阿部ふるさと交流課長。

○ふるさと交流課長（阿部伸幸君） ありがとうございます。

事業の申請を行う際に申請書の記載内容において確認をしております。

○議長（菅原由和君） 佐藤克也議員。

○5番（佐藤克也君） ありがとうございます。

例えば、その中で主立ったものがあれば教えていただきたいと思いますが、意思を確認する方法、内容の部分として。

○議長（菅原由和君） 阿部ふるさと交流課長。

○ふるさと交流課長（阿部伸幸君） 申請書の内容の記載事項のところ、5年以上の定住、住む意思がありますかということを確認する欄がありますので、それらで確認をしまして事業を進めております。

○議長（菅原由和君） いいですか。

8番、千葉典弘議員。

○8番（千葉典弘君） 8番、千葉典弘です。

今の質問と関連しているんですが、5年未満に転出した際の返還の規定はあるんですか。特にそれはないのか、お伺いします。

○議長（菅原由和君） 阿部ふるさと交流課長。

○ふるさと交流課長（阿部伸幸君） 1年で転出をされた場合はあります。

○議長（菅原由和君） 千葉典弘議員。

○8番（千葉典弘君） そうすると、4年、3年で転出しても、返還義務はないということでしょうか。

○議長（菅原由和君） 阿部ふるさと交流課長。

○ふるさと交流課長（阿部伸幸君） 1年の場合は返還の義務が生じますが、それ以上の場合はありません。

○議長（菅原由和君） 12番、菅野至議員。

○12番（菅野至君） 12番、菅野至です。

2点、お伺いします。

1ページの3番にある見込まれる効果というところで、移住及び定住のアピールポイントの強化とあるわけですがけれども、この強化されるアピールポイントというのはどのような想定であるのかというところをまず1点目お伺いします。

2点目ですけれども、私ちょっと聞き逃したかもしれないんですが、この事業の、何ていうか周

知というか、対象となる方々へのPRというかそういったところをどのような形で行われていくかというところ、この2点についてお伺いします。

○議長（菅原由和君） 阿部ふるさと交流課長。

○ふるさと交流課長（阿部伸幸君） それでは最初の質問につきまして、市の方で行っております移住検討時、移住時、定住時という3段階の支援の中で、まずは初めに移住検討時というのは、奥州市以外の方から入ってこようとする場合に、制度の内容であったり、相談、情報提供などを行うという段階になります。これらはホームページや電話等で対応しているという段階です。

その次に、実際に移住を決めていただいて来る際に、これまでも市の方では支援金等は用意しておりますが、今回県の方でこのような事業を開始するというので、市の方でもこれに同調する形で、この移住時の部分の支援を手厚くするという形でこの制度を始めようとしているものです。

これによって、奥州市の方に移住をされてきた方が、住み始めて奥州市の方に定住を決めた。その場合に住宅を購入して住むという場合にさらに住宅の取得に対する補助金等も用意しております。こういう3段階の支援の中の、移住時の部分の支援を手厚くしたいという形で今回提案したいというものでございます。

また、周知方法につきましては、県で運営しておりますマッチングサイト、あるいは奥州市の方で運営しております移住応援サイト、あるいはインスタグラム等によりまして、移住時の方々にこういった事業があるという周知をして、できるだけ奥州市に来ていただきたいというアピールをしていきたいと考えているところです。

○議長（菅原由和君） 菅野至議員。

○12番（菅野至君） ありがとうございます。

2点目については承知いたしました。

1点目についてなんですが、このアピールポイントというのは、要はこういう支援がありますよというような、そういった支援関係のアピールポイントということでよろしいでしょうか。というのは、アピールポイントというと、例えば奥州市はこういうところですよという何かその奥州市のいいところも含めてのアピールポイントなのかなというイメージでちょっと捉えてあったんですが、ここでいうこのアピールポイントというのは、要はこういう支援があるから奥州市に移住定住どうですかというような考え方であるという捉え方でよろしいでしょうか。それだけお伺いして終わります。

○議長（菅原由和君） 阿部ふるさと交流課長。

○ふるさと交流課長（阿部伸幸君） まず、奥州市の魅力発信というのは、この事業に限らずホームページなどを通じまして行っております。

そういう奥州市に興味を持っていただいた方が、今回こういう支援策があるということに気付いていただきまして、奥州市に来ていただくきっかけになればいいなと思っております。ですので、奥州市の魅力をアピールしながら、こういう制度がありますということで、奥州市に移住を決めていただければと思って事業を増やしていこうというところでございます。

○議長（菅原由和君） よろしいですか。

15番、佐々木友美子議員。

○15番（佐々木友美子君） 15番、佐々木です。

2点お伺いします。

1ページ目の2番の支援金の交付対象者のところで、転職を除く理由というのが、転職によって

奥州市以外から入ってきて移住してくれれば、支給できるんじゃないかなと思うのですが、あえて転職を除きと書いているのかの理由をお聞きします。

2点目は、2ページ目の6番の箱の中の事業概要のところ「移住・就業等」というのがどの項目にもあるんですけど、今回の支援金はまず前提として住民票移動だと思うんですが、住民票移動した方々に支援するとすれば、「・就業」というのは必要なくて、移住した場合だけでいいんじゃないかなと思うのですが、そこはどうなんでしょうか。

○議長（菅原由和君） 千田ふるさと交流課長補佐。

○ふるさと交流課長補佐（千田大介君） 質問ありがとうございます。

私からまず1つ目、進学・転職のところで転職はいらぬのではないかというお話でございました。

こちらの制度は、県との共同事業というところで、県も合わせて考えた事業でございます。その中で、あくまで進学・転職を除くというような形で事業を決めたという流れでございます。よって、転職がなくてもいいんじゃないかというお話でしたが、今回転職も入れているという部分でございます。

続いて住民票の異動の関係でございます。新卒卒というのがあるんですが、例えば大学生が住所異動しないで東京に行きました、それで戻ってきてUターンをしてきて奥州市内で就業すると、そういった場合、住民票異動なく新卒卒で該当させるという部分がございますので、就業というところを載せているというところでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 佐々木友美子議員。

○15番（佐々木友美子君） 回答は分かったんですが、私の悩みは解決しないんですけどいいです。まずここで、これはもう終わります。

○議長（菅原由和君） 他に。

よろしいでしょうか。

それでは特にご質問等ないようですので、説明事項の⑥は以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩いたします。

※14：20の再開後に説明の訂正あり。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

⑦（本日の説明案件から削除）

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

⑧ 水源地域振興整備基金条例の一部改正について

○議長（菅原由和君） 再開いたします。

次に、説明事項の⑧、水源地域振興整備基金条例の一部改正について説明をいただきます。

佐々木商工観光部長。

○商工観光部長（佐々木啓二君） それでは商工観光部より、奥州市水源地域振興整備基金についてご説明をさせていただきます。

この基金ですけれども、胆沢ダム周辺、主に若柳地域の施設整備のための基金というところがございます。この基金条例の一部改正を6月議会にて提出したいという内容でございます。

概要ですけれども、まず第1条の設置目的のところ、現行では水源地域における施設整備に要する経費に充てるというところを、地域振興に要する経費の財源に充てるという改正をしたいというものでございます。

少し平たく言いますと、施設整備イコールハード整備というところのみならず、地域振興に資する、いわゆるソフト事業にも充当できるように改正をしたいという内容でございます。

詳細につきましては、資料に基づきまして、担当課長からご説明をいたします。

○議長（菅原由和君） 千田観光物産課長。

○観光物産課長（千田芳明君） 観光物産課の千田でございます。

それでは、水源地域振興整備基金条例の一部改正についてご説明をいたします。

始めに、水源地域振興整備基金の運用経過といたしまして、6点ほど記載してございます。

1点目、水源地域における施設整備に要する経費の財源に充当するため、奥州市水源地域振興整備基金を設置いたしまして、昭和62年より運用を開始してございます。

2点目、基金の設置目的に基づきまして基金を取り崩ししております。令和7年度につきましては、奥州湖交流館改修工事費用のほか、7,938万9,000円に充当予定としてございます。

なお、事業対象地域につきましては、水源地域対策特別措置法に基づきまして指定地域内であり、胆沢若柳地内としてございます。

3点目、令和4・5年度にふるさと納税制度を活用いたしまして、クラウドファンディングを実施してございます。寄附金につきましては、各年度、胆沢ダム周辺の活用整備関連事業へ充当いたしまして、充当後の超過金を基金に積み立てをしてございます。

4点目、ハイブリッドダムの試行ということで、融雪時の自然越流水の有効利用の試行運用により、売電増収益のうち、約3,000万円。7年度につきましては、3,752万4,000円でしたが、これを令和16年度までの10年間、電源開発株式会社より、市へ寄附金として納付されることとなっております。全額、当該基金に毎年積み立てをすることとしてございます。

5点目ですが、②から④までの運用後の基金残高の見込みについては、令和8年5月の時点で、1億7,443万7,718円でございます。

6点目、上記を踏まえながら、当該基金の設置目的、クラウドファンディングの実施目的及びハイブリッドダム試行運用に伴う目的を達成するため、今後は、水源地域におきまして基金を効果的に運用する必要がございます。

以上が運用経過についての説明となります。

続きまして、基金条例の改正案についてでございますが、令和4年度、5年度に実施いたしましたふるさと納税を活用したクラウドファンディング寄附金を当該基金に積み立てておりますため、寄附金の趣旨に沿って執行する必要がございます。

また、胆沢ダム融雪時の自然越流水有効利用の試行による、売電増収益の一部も当該基金へ寄附いただいておりますことから、カヌー等推進事業及び観光振興事業等を進める必要がございます。

しかしながら、現行の基金条例上の基金使途につきましては、施設整備に限定されておりますことから、水源地域振興を多角的に推進するため、基金条例第1条を改め、基金使途を拡張し、対象事業にソフト事業を含めることとしたいと考えているものでございます。

現行及び改正後の条例文につきましては、記載のとおりとなります。

以上が基金条例の改正案についての説明となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（菅原由和君） ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

16番、小野優議員。

○16番（小野優君） 16番、小野です。

ちょっと最初に勉強不足のところを確認するんですけども、今回この資料で、この令和7年度分を充当という表現をされていて、今は8年度なわけなんですけれども、これはどういったふうに捉えればいいのか、すいません、教えていただければと思います。

それからこの資料のスケジュールの方で、今月、令和8年5月に取崩しとあるんですけども、これは、これから条例を改正したいっていう説明だったわけですが、そうするとここで取り崩される分というのは、ソフト事業が入っていないハード対象の事業分ということなのかどうか確認させてください。

○議長（菅原由和君） 千田観光物産課長。

○観光物産課長（千田芳明君） 1点目の7年度の充当についてということなんですけれども、この基金につきましては、充当が5月29日をもって充当すること。要は、基金の利息、利子等の運用もございましたので、それらを待ってこれから7年度事業に充当しようということで、7,900万ほどの充当を予定しているものでございます。

2点目の、ソフトを含まないのですよね、という質問の意図だと思うのですが、こちらはまだこれから、条例を改正してからソフト事業に充当することになっておりますので、今回、表にあります、スケジュールにあります取崩しについてはハード分のみの充当ということになります。

○議長（菅原由和君） 小野優議員。

○16番（小野優君） そうしますと確か7年度において、いわゆる辺地債でしたっけ、あれを活用しながら奥州湖交流館その他ってところで、多分自己負担っていうんですか、市単費で1億円ぐらいだったって話があったと思うんですけども、要はそこを既に使っているものに対して回す、過去にさかのぼってっていう表現が正しいのか分かりませんが、その部分を去年の段階では市の一般財源単費で賄っていたものを今回基金から繰り入れて、その7,000万円ちょっとがある意味浮いたことで戻すという考え方なのか、これは財政ルールの話だと思うんですけども、ちょっといまいち理解できなかったもので、そこをもう一度お聞かせいただければと思います。

○議長（菅原由和君） 高橋生涯学習スポーツ課長補佐。

○生涯学習スポーツ課長補佐（高橋直哉君） 今の令和7年度分のハード分につきましては、奥州湖交流館の改修事業に基金充当という形で充ててございます。

中身については工事費ですとか、あとは施設の備品、トレーニング機器の整備費の方に基金という形で充当させていただいているという中身であります。

以上です。

○議長（菅原由和君） 小野優議員。

○16番（小野優君） いずれ去年の分ということで、そこはお金のルールのこととはまた別に勉強させてもらえればと思うんですけども、今回、ダムの関係もあって、いろいろ運用の効果を上げるためにソフト事業も対象にしたいっていう、おっしゃっていることは分かるんですけども、そうすると、その一方でこれは貯め続けるっていうことがそもそも何らかの基金のルールに抵触するのか、もしくは会計検査院のルールなのかどうかちょっと分からないですけども、いわゆる貯め続けるっていうことができないから、他にも使いましょうということになったのかどうか。そこだけ最後に確認させてください。

○議長（菅原由和君） 千田観光物産課長。

○観光物産課長（千田芳明君） 今回、電源開発の方からいただいている寄附金につきましては、あくまでも基金の運用上の話でございますので、特段貯め込むのはだめだとかそういう話ではございません。使うタイミングで、使える金額をその事業に充当していくというような内容になろうかと思えます。

以上となります。

○議長（菅原由和君） 佐々木商工観光部長。

○商工観光部長（佐々木啓二君） すいません若干補足をさせていただきますが、令和4年度と5年度に、クラウドファンディングで寄附金が入っている部分がございます。

こちらについては、現在の残高で1億7,000万円ほどございまして、これ、寄附者の意向に沿って使っていく必要があつて、寄附目的の一部にソフト事業も含まれているというところもありますので、これは速やかにはと言いませんけれども、貯め込んでおいてということじゃなく、寄附された方の意向に沿って執行していった事業効果を高めていきたいという趣旨の改正、一部そういう目的もございまして、よろしく願いいたします。

○議長（菅原由和君） 他に。よろしいでしょうか。

それでは、特にご質問等ないようですので、説明事項の⑧は以上といたします。

説明者入れ替えのため、暫時休憩します。



### ⑨ 新医療センター整備に関する現時点の考え方について

○議長（菅原由和君） 再開します。

次に説明事項⑨、新医療センター整備に関する現時点の考え方について説明いただきます。

桂田健康こども部参事。

○医療局経営管理部長兼健康こども部参事（桂田正勝君） 新医療センター建設準備室の桂田です。

私から新医療センター整備に関する現時点の考え方について説明させていただきます。

それでは資料1ページをご覧ください。

本日の趣旨ですが、新医療センターの整備に関し、現時点の考え方、その判断に至った要因と現状、契約等への影響、今後の進め方などについてご説明するものです。

1のこれまでの主な経過等ですが、(1)の主な経過として、令和4年6月に、病院建替え等の方向性を表明しています。

令和5年6月には、地域医療奥州市モデルを決定の上、翌年1月に基本構想を決定いたしました。

同年9月に基本計画の中間案を市民説明し、令和7年2月のシンポジウムを経て、4月に基本計画の修正内容の市民説明を行っています。

この間様々な市民説明の機会を設けてきたのですが、いずれにおいても、市民意見としては、早期実現を求める声と、慎重に進めるべきとの両方の意見をいただいていたという状況です。

同年6月には議会で請願審査がありまして、計画の見直しを求める3件が不採択、早期実現を求める1件が採択となっています。

そういった経過も踏まえまして、市として整備基本計画を決定し、議会で関連補正予算案を原案可決いただいております。これを受け、公募型プロポーザルの手続きを進めまして、今年の1月に基本設計業者を選定したという経緯です。

(2)の整備基本計画の概略については記載のとおりですけれども、①の建物面積は今の水沢病院の約半分とすること。②の整備場所は、水沢公園の陸上競技場。③の概算事業費は109.7億円。ひとつ飛ばして⑤の病床数は、一般病床を80床に縮小する、そういった内容でございました。

下の箱囲みですが、整備基本計画を決定した当時の市の説明といたしましては、市民負担、安定経営、医師確保などで疑問や不安の声が根強くあることは承知していること、それらは、次の基本設計のステージで払拭できるよう、今後も必要な説明に意を尽くす、といった説明を行ってきたという経緯です。

次のページをご覧ください。

2の整備に関する現時点の考え方でございます。

先ほどの説明内容とは一転しておりまして、令和7年6月に決定した新医療センターの整備基本計画については、その事業推進を一旦中断することで、実質的に凍結することといたします。

これに伴い、老朽化や耐震性能不足の総合水沢病院については、これまでの議論や判断を踏まえつつ、必要な対策を速やかに検討し、患者や職員の早急な安全確保を図ります。

その上で、今後、医師会や関係者との対話を重ね、急性期を担う基幹病院、これは県立胆沢病院のことですけれども、これを核とした地域医療のグランドデザインを共に描き直します。また、それに向けたロードマップをお示しします、と考えております。

このような考えに至った要因について、次のページ以降でご説明いたします。

次のページをご覧ください。

3の判断に至った要因とその現状でございます。

要因の1点目は、整備事業費、財源及び将来負担の精査で、視点は、過大な市民負担を将来世代に残すことになるのではないかという点です。

昨年6月に計画を決定したのですが、その後の変動要素を加味して精査したところ、実質将来負担額は13.3億円増の86.8億円に増えているという状況です。

詳しくは、右の表をご覧ください。

計画決定後の変動要因として、①の国庫補助金ですが、国の予算にも限りがあるということで内示率が減少傾向にあります。今年春の実績を見ますと、実に80%から50%まで減少しております。

②の地方債ですが、昨年から金利が上昇しておりまして、計画で見えていた2.0%から、現在は3.1%まで上昇しております。

一方で、③の病院事業債の交付税措置ですが、建設費の高騰を受けまして算入単価の上限が上昇しておりまして、これは負担を減らす方の要因となっております。

これらの要素を反映させて精査した結果が下の表になります。

整備事業費自体は変更がないのですけれども、その財源では、国庫補助金が減少し、その分、地方債が増加しております。

その下の表に行きまして上段が計画値、下段が精査後ですが、地方債の額が増えたほか、さらに金利上昇も影響しまして、元利償還額が大きく増加しております。

それに対する財政支援も増えているのですが、それでも、実質将来負担額は86.8億円となりまして、13.3億円の増となっております。

左側に戻っていただいて、また、周辺道路整備の実質将来負担額は0.7億円となっております。

内訳は下の表に記載しておりますが、概算事業費が3.5億円、その財源のうち地方債が1.9億円で、そこに利子を足しまして、さらに財政支援を差し引きますと、実質将来負担額は0.7億円となります。

さらに、総合水沢病院の解体費22.9億円まで含めると、将来の負担額は、合計で110.4億円となりまして、仮にこれを30年で割れば、年3.7億円の将来負担という状況です。

ポイントとして、国庫補助の内示率低下や金利上昇等で将来負担は増加する傾向ですし、今後の建設単価のさらなる上昇も懸念されますので、なかなか計画どおりにはいかず、整備費等の動向には注視が必要な状況となっております。

次のページをご覧ください。

要因の2点目は、新病院の収支見通しの状況です。

視点としては、新病院は安定的に経営できるのか、借りた事業債は返済できるのか、という点になります。

計画決定当時は、10年間の資金維持が可能と説明してきておりました。

下の表が計画決定当時の説明内容で、病床利用率が82.5%。入院単価も地域包括医療病棟の導入などを見れば、持ち込み資金が全くなかったとしても、10年目には2,600万円ほどの資金を残せるという試算でした。

ちなみに参考として、令和6年度末の資金残高を追記しておりますが、医療局全体で27億5,000万円ほど、水沢病院単体でも25億7,000万円ほどの残高がある状況です。ただ、この残高も昨今の経営状況からすれば、どんどん減っていくと見込まれます。

さらに下の表ですが、あくまで参考として、地域包括医療病棟の導入による収入増ができなかった場合の資金収支見通しも記載しております。

この病棟の導入について、現時点では基準を満たしておりませんので、仮にこのまま満たせないままだとすれば、開業後10年間で9億円ほどの資金が減少するという試算となります。

次のページをご覧ください。

前述の試算ですが、経営強化プラン、計画期間が令和9年度までの計画ですが、この計画値をベースに算出しておりました。

表1が新病院の収支見通し初年度と、経営強化プラン最終年度との比較の表ですが、一番上が現金ベースでの収支見通しで、これは前のページの表と一致するものです。

その下の行がいわゆる損益計算書と同じ見方での収支となります。

さらにその下が、経営強化プランの最終年度である令和9年度の数値で、最後の行がその比較となります。新病院への移行で収入・支出とも増減があるのですが、その主な要因もそれぞれ記載しておりますので、後でご確認いただければと思います。

その下にまいりまして、なお、同プランは、収支均衡を目指し、段階的に経営改善を図る計画としておりました。

表2が、水沢病院の直近の決算値とプランの計画値との比較になります。

令和6年度の決算値と強化プランの各年度の計画値を載せておりますが、一番右端が差額で、これつまり純損益となります。これを見ますと、損失が徐々に縮小していくという計画です。

もう1つ、上の2行が、令和6年度の決算値と計画値ですが、決算の方が計画よりも赤字が大きくなっているという状況です。ただこれは、プラン策定直後だったので割と差は小さい状況です。

これを令和7年度で見ますと、プランでは2億4,000万円の赤字に対しまして、決算はまだ公表できる段階ではないんですけども、令和7年度の最終予算ベースで言えば、水沢病院は5億6,000万円の赤字想定でございまして、それと比較すれば、差が拡大しているという状況です。

ポイントとして、計画では、経営強化プランで収支改善を図り、新病院につなげる想定としてお

りました。しかしながら、現状では、賃金増や物価高騰の影響により、プランどおりの改善は厳しい情勢と言わざるを得ない状況でございます。

次のページをご覧ください。

要因の3点目ですが、医師確保の見通しの状況です。

視点は、医師がいなければ病院は成り立たない、安定的な確保ができるのかという点になります。ここは、従前からの説明と同じですので、簡潔に説明いたします。

地方病院への医師派遣ですが、平成16年の研修制度の改革があつて、それ以降どの地方病院でも、確実な医師確保は困難な状況です。

市では県や国保連、あるいは各大学との連携強化などの取組を進めてきまして、今年4月には、総合水沢病院に医師3名が着任するなどの実績はございます。

とはいえ、昨今の医師の働き方改革や将来の現役世代の人口減少を勘案しますと、医師確保はますます厳しくなる情勢で将来の医師確保が確実とは言えない状況です。

ポイントというかまとめになりますが、市立病院ではこれまでも一定の医師を確保してきたところですが、この先は不透明で、安定的な医師確保は困難と言わざるを得ない現状でございます。

以上のような3点の要素について、以前から大丈夫なのかと懸念する声が一定数あったことは事実でございますし、どの要素を見ても、現状として、大丈夫です、何も問題ありません、とは言いがたい状況です。

そういったことを総合的に勘案し、また、先の市長選挙の結果も真摯に受け止めますと、市として、現在の整備計画は凍結し、地域医療の在り方をゼロベースから再検討すべきと判断したということでございます。

次のページをご覧ください。

4の計画の凍結に伴う契約等への影響についてです。

(1)に、基本計画策定後の契約案件の一覧を記載しております。

1番の測量業務と2番の土質調査業務については、今年3月に完了済みです。

3番の基本設計業務は、既に契約をしております、契約中という状態です。ここは、下段の(3)で詳しく説明いたします。

4番以降の測量設計などの各種業務も予定しておりましたが、これらはすべて執行を保留しております、未着手という状態です。

(2)の完了済の業務に係る成果品等の活用見込みということですが、測量業務につきましては、水沢公園全体の境界であるとか地積の確定ということなんですが、これはいずれ必要な業務でしたし、土質調査の結果についても、今後の公園の再整備事業等に活用可能ですので、全く無駄にはならないと考えております。

次に、(3)の契約中の基本設計業務の現状についてです。

計画の凍結に伴い、業務は完全にストップしております。この契約だけは、今後、市側の都合で契約解除するとなれば、損害賠償責任が生じますので、その額等について現在、相手方と協議をしているという状況でございます。

次のページをご覧ください。

これが最後のページですが、地域医療体制の再構築に向けた今後の進め方になります。

(1)が地域医療関係者と対話する場の設定でして、将来にわたり持続可能な地域医療体制を構築するため、公立と民間の役割分担や連携が不可欠ですので、それらの在り方などについて、市長

が自ら医療関係者と直接対話する場を設けます。

現在、その枠組みについて、奥州医師会などと調整中です。遅くとも6月には、第1回の会合を開催する予定です。

ちなみに、準備会は先週の11日に終わってございまして、現在は出席をお願いする関係者との日程等の調整を行っているという段階です。開催期間は、概ね6か月程度で、なるべく早期に一定の方向性を見出したいと考えております。

(2) が総合水沢病院の耐震問題等への対応です。

総合水沢病院については、耐震指標が低く、耐震補強又は取壊しが必要と判断されていますし、設備などの老朽化も深刻な状況です。

施設の安全対策を早急に講じることとし、耐震補強の可能性の調査や、患者や職員の安全確保のための代替案について、健康こども部と医療局とで連携して検討してまいります。

(3) が計画凍結に伴う補正予算措置です。

基本設計業務、そして執行見送りの各業務については、調整が整い次第、予算を減額補正いたします。

これに伴う損害賠償についても、併せて議会提案する予定です。

なお、この損害賠償ですが、顧問弁護士との相談や、相手方との交渉に相応の時間が必要ですので、補正予算も含めてその提案時期については、6月定例会には間に合わないだろうと現時点では見込んでおります。

最後になりますが、今後は、関係者との対話を深めながら、速やかに地域医療体制の再構築を図ってまいります。その際は、市民や議員の皆様にも適切かつ丁寧な説明を行ってまいります。

説明は以上となります。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。

ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

10番、佐藤美雪議員。

○10番（佐藤美雪君） 10番、佐藤美雪です。

これまでの前任期も含めての、新医療センター整備に関する計画、全く真逆の説明がされ、残念でなりませんけれども、何点か質問をさせていただきます。

まず、2ページにあります、現時点での考え方、3点目の部分で、急性期を担う基幹病院、県立胆沢病院を核としたグランドデザインと書いてありますが、これまでの地域医療のプランの中でも、もちろん県立胆沢病院が核でした。それから、これまでのデザイン、地域医療のモデルと、今回描き直すプラン、このデザイン、どう違うのかという部分を、まず伺いいたします。

そして、次、6ページ、これまでの医師確保の見通しの状況についてでありますけれども、これは本当に全国的にも医師確保は難しい状況です。その中でも、現実的には、この奥州市にはお医者さんが、本当に努力をされて来ていただいている事実があります。今年度も3名が着任している。昨年度には、総合診療医の先生が着任されています。これからの時代は総合診療の時代だということでもありますので、本当に安定的なという部分は難しい状況の中でも、医師確保を実現してきている。ここに関して、特に、市長のここへの評価、ぜひ伺いたいと思います。

3点目は、8ページ、総合水沢病院の耐震問題等への対応の部分です。ここでも、施設の安全、対策を先に講じる、そして、耐震補強の可能性の調査などを含めて、患者や職員の安全確保のための代替案についてとあります。

この代替案についてちょっと詳しくご説明をいただきたいと思います。

○議長（菅原由和君） 桂田健康こども部参事。

○医療局経営管理部長兼健康こども部参事（桂田正勝君） それでは1点目のまずはこれまでの地域医療のグランドデザインという部分これまでもいろいろ考えてきたのと、これから考えていくものの何が違うのかといった部分でございます。

地域医療、基本的には、急性期の胆沢病院を軸にしてというところは大きな部分では、同じではございます。

ただ、一方で市立医療施設の在り方として従前のプランでは、まず5つの枠組みを残すという前提があって、それも軸にして考えていたという部分がございます。

ただ今度は、まずはその胆沢病院を軸にどういった医療施設で役割分担が可能なのか、そういった機能をしっかり整理して、もう1回検討し直すということです。

といいますのも、地元の医師会の先生とか、医療関係者の方々からは、やっぱり例えば機能の集約だとか、連携の強化だとか、そういったところをちゃんとしっかりもうちょっと見て、検討すべきだということ言われていたんですが、なかなかそういった、深くは踏み込めなかったところを今回ゼロベースでもう1回そこから考え直すという部分が違うと認識しております。

それから、2点目の医師確保については、市長から後程答弁があります。

3点目の8ページの水沢病院の耐震問題等への対応ということでございます。

施設の安全対策が必要だというのは前から議会の方からもいろいろご指摘をいただいていたところでもございました。前にも耐震補強というのは、調査したり、どのくらいお金がかかるかというのを概算も調べたりしてはしておりますが、なかなか、そこもそういう判断ができなかったんですけども、もう1回、本当に何が問題でできないのか、そういったところをしっかりと調査して、本当にできないのかどうかもう1回見極めたいと思いますし、仮にできないとなって、しかも安全対策が何としても、急速に必要なということであれば、やはり安全確保のためには一旦あの施設を使わないような形で何とかできないかということも視野に入れて、検討を進めていくということになります。

私からは、以上でございます。

○議長（菅原由和君） 郷右近市長。

○市長（郷右近浩君） 私からはこれまでの医師確保対策に対する評価ということでその質問に対してお答えします。

私としましてもこれまでの市の医師確保対策に対して評価をしております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 佐藤美雪議員。

○10番（佐藤美雪君） 市長から、医師確保については評価をしているという答弁がありまして、どう評価されているのかなというところが気になるわけですが。

その他にも、まず、1点目に、先ほどのグランドデザインの描き直しというところだったんですけども、本当にこれまたゼロベースに戻るわけですね。

私は前任期、4年ではありますが、さかのぼれば本当に何十年もの間、20年の間もこうやって議論が進んできたのに、ここでゼロベース、本当に市民の皆さんからは市長が変わる度にまたそのゼロに戻る、そういう印象があるっていう声がいっぱいあるわけです。

で、今回2年をめどに新しく練り直すというような話もあります。本当に2年でできるのか、こ

これは本当に疑問であります。これまで議論を重ねてきていても前に進まない状況なので、なぜ2年でできるのか本当に疑問であります。

まず、詳しい部分は、6月議会で議論したいと思えますけれども、水沢病院の耐震問題の方ですが、今、代替案の中で、耐震補強ができない場合は、その施設を使わないということもあり得るということでありましたけれども、では水沢病院を使わずに、どのように診療体制を取られるのか、どういう状況を考えていらっしゃるのかをお伺いします。

○議長（菅原由和君） 桂田健康こども部参事。

○医療局経営管理部長兼健康こども部参事（桂田正勝君） 水沢病院の耐震問題に対するご質問ということで、お聞きいたしました。

今現時点で具体的に水沢病院を使わずにどうするっていうところまで踏み込んだ検討はしてないです。ただ、可能性の話としてそういったところまで視野に入れてこれから検討をしていくということでございます。実際に具体的にどうするかというのはこれからの検討ということになります。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 佐藤美雪議員。

○10番（佐藤美雪君） 具体的にはということが挙げられましたが、別の会合といいますか市民団体との対話の場の中で、他の医療施設を使うような話も検討材料に上がっている、というのを耳にしました。それも、水沢地域ではないところの医療施設を使う案があると聞いております。

そうなった場合、本当に水沢地域の皆さんが、医療を必要としている皆さんが、違う地域に行って医療を受けるよということなのかなと、その話を聞いたときには思いました。

ただ、それは今、具体的にはないということでしたので答弁は要りませんが、そういう状況もあり得る、ということが今の答弁でちょっと見えてきました。

質問を最後にいたしますけれども、この一番最後のページにも、地域医療の関係者、医療関係者との話し合いの場をしっかりと持っていくっていうのが書かれております。

それも本当に必要であります。地域医療を支える皆さんとの対話、本当に必要であります。これ、公的医療を必要としている患者さん、市民の皆さんとの対話っていうのが、それこそ必要なんじゃないですかね。これからの地域医療のグランドデザインを描くのであれば、市民の皆さんとの対話をしっかりと重視すべきではないでしょうか。

その点について、本当に、今、公的医療と言いました、小児医療、本当にこの地域で大変です。そして市長もおっしゃっていますが、周産期医療、子どもが産めるようにとも公約でおっしゃられています。それをどうやって構築されていくのかなと。これは後で、一般質問等でやりたいと思いますが、この市民の皆さんとの対話の重視、その点に関して考えを伺って終わります。

○議長（菅原由和君） 桂田健康こども部参事。

○医療局経営管理部長兼健康こども部参事（桂田正勝君） 公的医療ということを、これからもここは注視してかなきゃならないと思えます。その時に市民との対話、それを重視すべきじゃないかという今そういう趣旨のご意見だったと思えます。

まずは、市として今後どうあるべきかといったところをまずはちょっと医療関係者と皆さんからちょっとご意見を聞きながら市としての考えをやっぱり整理させていただきまして、市民の方にはその上で、我々としてはこういうことを考えていますっていうことを、しっかりと説明させていただきたいと思っております。

なのでまずはちょっと、医療関係者の方々ちょっと対話をしながら、市としての考えを整理し

ていきたいと今そういう段階でございます。それがある程度方向性が見えてきましたならば、こういう方向でいきたいんだということを市民の皆さんにしかるべき時期に説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（菅原由和君） ほかに。

皆さんに申し上げますが、ご自身のお考えですとか、それから議論になるような発言ではなく、説明に対する不明な点を質していただくようお願いいたします。

19番、高橋浩議員。

○19番（高橋浩君） 19番、高橋浩です。

市民との対話、説明等をこれから進めていくというようなお話でございました。そして、2年をめぐりに結論を出していくというお話でございました。

今までは、市が進めていく医療懇話会であったり、県、保健所が主催の、名前忘れちゃけれども懇話会っていかさういふところと、あともう1つ、いろんな医療関係者との懇談会のようなこと、3つぐらいの路線で以前はやっていたのですが、今後もどのような話し合いの形、スケジュール感を持って進めていかれるのか。その辺のご説明をお願いいたします。

○議長（菅原由和君） 桂田健康こども部参事。

○医療局経営管理部長兼健康こども部参事（桂田正勝君） いろいろな会議を持っておりまして、まずは今これまでやってきた市の方で主催しておりますのが地域医療懇話会ということで、市の医療政策に関する様々なことをいろいろご意見を聞く場ということで設定しております。これは、引き続き、継続したいと思っております。医療関係者のほかに、介護の関係者なども入った懇話会でございます。そこに市が提案する内容を市が固める際に、構想段階で医療関係者の方からもあらかじめいろいろ意見を頂戴したいということで、今日説明しました対話の場というものを設けたいと。そこでいろいろ、市の方で考え方を整理して出来上がった案につきましてこうしたいという部分については、正式に地域医療懇話会の方でお諮りして、また正式にその案に対してのご意見を聞く、という形になります。

あと、地域医療連携会議という県の保健所主催の会議がございます。

これは、地域医療構想とか、県の保健医療計画なんかの内容を審議する場でございます。こういった場においても可能な限りこちらの方から、やっぱり地域医療のいろんな計画にも影響する部分でございますので、なるべくそこにも案件としてお出して、この場でもいろいろご意見を頂戴したいと思っております。

あと、医師会との懇談会を毎年やっておりまして、これはその時その時のいろんな市の行政の方との連携の部分でのいろんな懇談の機会も受けておりますので、これは引き続き、その時その時の話題をテーマにして開催していくとそういった考えでおります。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 高橋浩議員。

○19番（高橋浩君） ありがとうございます。

今までも3つあって、それをまた継続していかれるような内容かなと伺ったところですが、特に、地域医療懇話会と連携会議、これ2つの、県の方と市の方とではなくて、もうここはできれば一本にまとめて県の方にも積極的に入っていただいて、そして懇話会の方ももっと忌憚のない今までのような意見を話してもらって集約されてはいいかなと思いますし、その方が県に対しての意

見の調整等もスムーズにいけるのではないかなと思いますが、その辺のお考えについてお尋ねして終わります。

○議長（菅原由和君） 桂田健康こども部参事。

○医療局経営管理部長兼健康こども部参事（桂田正勝君） 確かに地域医療の課題という部分で見ると、おっしゃるとおり似たような課題になっております。

そういったこともありますので、その会議の持ち方については、相手方もあるのですけれども、いろいろ検討しながら、相談しながら、そのの枠組みといいますか、そういったところは今後これから検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菅原由和君） ほかに。

よろしいですか。

それでは、特にご質問等ないようですので、説明事項の⑨は以上といたします。

ここで、午後2時20分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（菅原由和君） 再開します。

説明事項⑩に入る前に、先ほどの説明事項⑥、奥州市若者U・Iターン支援金の創設についてに関わりまして、当局側から発言を求められておりましたのでこれを許可いたします。

阿部ふるさと交流課長。

○ふるさと交流課長（阿部伸幸君） ふるさと交流課の阿部です。

先ほど私から説明いたしました、奥州市若者U・Iターン支援金の創設について、資料の中身に一部誤りがございましたので、訂正をしてお詫びいたします。

先ほどの資料の1ページ目にあります2番、制度概要のところの冒頭部分、進学や転職を除きと書いてある部分ですが、こちらは転職ではなく転勤の誤りでございますので、訂正をいたします。ですと転勤をされてきた方は該当になるということで、例えば、仙台営業所から奥州営業所に転勤された方は該当にならないという内容となります。ですと、元の会社を辞めてこちらに転職をされてきた方は、この制度の該当になるということで、資料の訂正と追加の説明といたします。

大変申し訳ありませんでした。

○議長（菅原由和君） この部分に関わって、ご質問された佐々木友美子議員、よろしいですか。

佐々木友美子議員。

○15番（佐々木友美子君） 質問してよかったなと思っております。

今後やっぱりこれは使っていただいて、奥州市に来るといいことあるなと思ってもらうのが大事だと思うので、条文とか県がどうだとか、国がどうだとかいうのは読みませんから、例えば、おうしゅうたろうさんの一家ではとか、おうしゅうたろうさんが単身で来るとみたいな図解で、Aさん、Bさん、Cさんのパターンでいろいろな、この人は該当、この人は非該当みたいな分かりやすい説明を、ぜひ市民にはしていただけたらもっといいんじゃないかなと思いました。

以上です。

○議長（菅原由和君） 阿部ふるさと交流課長。

○ふるさと交流課長（阿部伸幸君） 大変アドバイスありがとうございました。参考にさせていただきます。

○議長（菅原由和君） あとよろしいですか。



#### ⑩ 公共施設包括管理業務委託の導入について

○議長（菅原由和君） それでは、説明事項⑩に入りたいと思います。

⑩、公共施設包括管理業務委託の導入について説明をいただきます。

二階堂財務部長。

○財務部長（二階堂純君） 財務部から説明をいたします。

公共施設が老朽化する中で技術者の確保、こういったことが課題となっております。その中、市の管理方法も工夫をする必要があると捉えております。

公共施設包括管理業務委託につきましては、かねて議会でも導入に係る質問を頂戴していた仕組みでございますが、まずは対象施設を絞った形で始める準備を進めたいと思っております。制度の仕組みや狙い、今後の方向性などについて説明をいたします。

担当課長から説明いたします。

○議長（菅原由和君） 菊地財産運用課長。

○財産運用課長（菊地昭宏君） それでは、資料に沿ってご説明します。

初めに、1、この包括管理業務委託ですが、複数の公共施設の維持管理業務、保守点検、清掃、修繕等、こちらを専門知識を持つ民間事業者に包括的に委託し、統一的な考え方で適切な維持保全を目指す手法です。

2、導入検討の目的ですが、当市の公共施設は、半数以上が築30年を経過しており、老朽化による修繕対応が増えています。

一方で、専門職の確保に苦慮しているという実態から、職員のマンパワーや、技術ノウハウが不足し、施設ごとの管理水準にばらつきが出やすい状況となっております。

また、点検、修繕等の契約が所管課ごとに分かれ、全庁的には非効率な事務処理となっていることから、これらの課題を解消し、安全性を確保しつつ行政サービスを維持する手法として、全国的に導入が進む包括管理業務委託を当市でも検討してきたというのが経過となります。

続いて、3、サウンディング調査についてです。

昨年、総務部が中心となりホームページで募集したところ、参加業者6者で、うち意欲あり2者、ほか4者も、その前提で検討と回答がありました。

また、履行期間は、5年が妥当が6者、業務開始まで準備期間6か月を想定したが5者、市内業者の受注機会の確保が可能という回答が5者という結果でした。

4の対象施設ですが、まずは直営施設の中から、庁舎5施設、幼保が以下の7施設の計12施設でスモールスタートを行い、効果を検証することとしました。

次に、5、委託業務についてですが、包括受託業者に一括で委託する対象業務はご覧の15業務です。これらを依頼する業者については、先ほどサウンディング調査のところで触れましたが、地域や施設を熟知する地元業者を選定することを仕様に入れることで、地域経済にも配慮していきます。次のページに行きます。

6、導入効果については、具体的な数値を入れてお示ししました。

1つ目は、市民サービスの向上として、施設の安全性向上と長寿命化、また、迅速な対応という観点です。施設修繕の効果として、他市の公表実績から換算しますと、件数は約4.6倍増えて、導入

前の91件から418件へ。

一方で、修繕金額は、約1,722万円が約1,705万円とほぼ同額と見込んでおります。件数が増えるのは、軽微な不具合を早く直すため、金額面でも同程度の費用で回せるという姿が、これによって見えてきました。内訳を見ても、巡回時の内製化対応や、軽微補修が中心ということで、スピード感を持った対応を行いながら、予防保全にもつなげていきます。

次に下の表にいて、2つ目は業務の効率化として、契約事務等の削減効果を数字で表しました。契約関連事務は、導入前が年9,098時間、導入後はこれを35時間まで圧縮できると見込み、総務部の試算では、削減効果は人件費換算で約3,500万円。これは、職員約5人分の負担軽減に相当します。さらにここで生まれたマンパワーは、新たな行政サービスや、本来のコア業務へ振り向けることが可能と考えるところです。

以上、この1つ目と2つ目の緑の部分は、市側のメリットのご紹介でした。

続きまして、下段の3つ目、業者側のメリットとして、市内業者への波及効果をより具体的に示しました。

こちらも他市実績による換算となりますが、維持管理、修繕を含めた市内請負率は、80.3%から90.7%へ、約10%上昇するため、件数は導入前の122件から138件へ増える見込みです。

なお、先ほども触れましたが、仕様としても包括受託者から依頼する業者は、地域や施設を熟知する地元業者を選定することを条件とする方向ですし、業者側も長期契約となることから、計画も立てやすく、人材確保にもつながると見えています。

いずれ、この包括管理業務委託は、単なる業務の外注ではなく、巡回点検を軸とした予防保全へ転換し、施設を安全に長く使えるように、管理の仕組みを変えるということで、安全性の確保を一番の目的としながら、将来的には市と業者双方にメリットがある制度と考えています。

次に3ページに移ります。

#### 7、財政負担額の見込となります。

上段は1年当たりの経費となりますが、まず導入前ですが、維持管理費、修繕費、人件費相当の合計は、約1億7,732万円。導入後は、人件費相当分は大きく減りますが、それに代わるマネジメント費の計上により、1年目は約1億8,490万円で、導入前との比較でプラス4.2%となっています。

その後、2年目、3年目まではどうしてもプラスになると見込みますが、予防保全に取り組むことにより、軽微修繕を含む維持管理費が徐々に抑えられ、導入4年目から合計額がマイナスに転じ、中段の方を見ていただくと、1期5年とした場合、2期10年間ではトータルとしてマイナス2.4%となり、将来的な費用イメージ図、右下の方にありますが、こちらをご覧いただくとおり、長期的には財政負担を軽減できると見込んでいます。

なお、この資料は、令和4年度から6年度までの実績により、3か年平均で積算しておりますが、右上の吹き出しの部分、こちらの米印のところに書いていることをちょっとご説明しますが、今度の6月定例会に債務負担補正案を提出する際は、令和7年度から8年度にかけての物価高騰分等を考慮した形で、現在最終調整中であることを補足しておきます。

最後に、4ページをご覧ください。

まず、8、他自治体の導入状況です。

全国的に見ても、導入は年々増えてきており、備考欄に書いていますが、県内では北上市、陸前高田市が導入開始から既に2期目に入っているという状況です。

最後に9、今後の導入スケジュール案となりますが、現在、所管課では来年度4月からの運用開

始を目指しております。

まずは、今度の6月定例会に債務負担補正案の提出を行い、議決いただいた後ですが、プロポーザル審査会を経て受託業者を決定し、6か月の準備期間を設けて4月から運用を開始したいと考えております。

説明は以上です。

○議長（菅原由和君） 説明が終わりました。

ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

12番、菅野至議員。

○12番（菅野至君） 12番、菅野至です。

この内容については昨年12月に一般質問をさせていただいた内容で、動き始めたなということで、大変期待しているところでございます。

そういったところで1点だけ質問させていただきます。

1ページの4番の対象施設というところと、5番の業務委託についてなんですが、今回、対象施設になったのが庁舎5施設と幼保施設7施設ということで、この選定、スモールスタートということなんですが、その選定の考え方を教えていただければと思いますし、また、今後5番に関して対象業務について、委託をどんどん進めていくことになるかと思いますが、その進め方の方針か何か、そういったところについて今、お考えの部分があればというところをお伺いしたいと思います。

以上2点についてお伺いします。

○議長（菅原由和君） 菊地財産運用課長。

○財産運用課長（菊地昭宏君） ありがとうございます。

12月定例会でもご質問いただいて、そういった方向でという答弁をしたことについて今日の資料でお示ししたということになりますけれども、まず、この対象施設の考え方ですけれども、いずれその直営施設の中で、最も効果があると見込まれる庁舎5施設、それから幼保関係7施設ということでスタートするというところで検討したという経過になります。

それから、5番の委託業務、今後拡大するのかどうかということも含めまして、まずはそのスモールスタートの中で、しっかりそこを検証しながら、1年ごとに検証しながら進めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（菅原由和君） よろしいですか。

15番、佐々木友美子議員。

○15番（佐々木友美子君） 15番、佐々木です。

2点お伺いします。

とりあえず、今回対象施設はスモールスタートということで掲げられている施設をスタートとしてとりあえず想定したときに、実情は分からないですが、現業職員の方の人員カットとかそういうことにつながる内容なのかどうか、もしつながるとすれば組合さん側とかとの協議等のスケジュールとかそういうことは考えられているのかというのが1点です。

2点目は、既に奥州市内でいろいろなここの5番の委託業務について、委託をしている、指定管理をしている指定管理者から委託をしているような施設もたくさん既にあると思うんですけれども、そもそも奥州市の建物が非常に古くて、これらの点検業務をやること自体、危険な状況の中で点検をしている施設もあるやに聞いているんですけれども、職員がやっている間は、これは危険だから

やらせられないとか何かそういう専門業者に頼むとかっていう判断が庁舎内であると思うんですけども、指定管理から委託業者へ、あるいは直接委託業者への中での従業員さんの作業となると、その方々の作業の安全面というのはなかなか市の方に入ってこないんですが、何か事故とか起きた時の、そういう責任問題等、安全衛生管理とかそういったようなことのやりとりってというのはどういう感じになるのでしょうか。

○議長（菅原由和君） 菊池行革デジタル戦略課長。

○行革デジタル戦略課長（菊池長君） 技術職員の人件費カット等についての考え方でございますが、今現時点ではこういった削減が生まれるということで人件費等のカットは考えてございません。

今考えておりますのは、政策立案や住民相談、地域課題の解決など高度な意思決定を伴いますコア業務に、生み出された時間をそういったものに振り向けたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（菅原由和君） 菊地財産運用課長。

○財産運用課長（菊地昭宏君） 2点目の質問にお答えします。

まず業者が、その受託業者が点検、さらにその下請けが点検してそのままにならないかという趣旨がまず1つ目だったと思いますが、それに関しましては、しっかりと定例ミーティングを行いまして、決して業者任せにならないように報告をしっかりと受けるということで考えておりますし、事故が起きた場合の責任の所在につきましても、その契約の段階で仕様あるいは契約書の中にしっかりと明記してやっていくと考えております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 佐々木友美子議員。

○15番（佐々木友美子君） 分かりました。

ここでは詳細は述べませんが、そういう危険な状況でいろいろ業務をされている民間の従業員の方の声も聞いておりますので、後ほど担当課にお話に行きたいと思っております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 20番、千葉敦議員。

○20番（千葉敦君） 1ページ目の3番、サウンディング調査についてですけれども、参加事業者が6者とありますけれども、これは、例えば県内、県外、あるいは市内、いろいろあるかと思うんですけれどもその辺はお答えできますか。

○議長（菅原由和君） 菊池行革デジタル戦略課長。

○行革デジタル戦略課長（菊池長君） 業者の方ですが、県外が5者、県内が1者ということでございます。

以上です。

○議長（菅原由和君） 千葉敦議員。

○20番（千葉敦君） 県外ということは全国でいろいろ導入が進んでいるということで、その経験のある事業者と認識していいですか。

○議長（菅原由和君） 菊池行革デジタル戦略課長。

○行革デジタル戦略課長（菊池長君） そのとおりでございます。いろいろ情報を集めておりまして、ある一定の技術等のある業者について、お声をかけさせていただいたというものです。

以上です。

○議長（菅原由和君） 千葉敦議員。

○20番（千葉敦君） その声をかけた業者数というのは、おおよそいくらぐらいでしょうか。

○議長（菅原由和君） 菊池行革デジタル戦略課長。

○行革デジタル戦略課長（菊池長君） こちらの方、業者に直接、何件というという形でお声をかけたというのではなくて、募集をして来てもらったというものでございます。

○議長（菅原由和君） 16番、小野優議員。

○16番（小野優君） 16番、小野です。

先ほど対象施設に対してスモールスタートというお話をいただきましたけれども、今後その拡大していくことに向けて、1年ごとに検証という説明もありましたが、拡大していくときの流れといえますか考え方というのは今どのように整理されていますでしょうか。

○議長（菅原由和君） 菊池行革デジタル戦略課長。

○行革デジタル戦略課長（菊池長君） 先ほど1年ごとに検証していくということであったんですが、1年ごとにどれだけ会社の利益が出るかとか、うち方の支出が多くなるかとかいろいろ検討しまして、1年ごとに増やしていくという考えではなくて、5年後の2期目の段階で対象施設をどうするかということを考えていきたいと思っております。

あと、北上の方では、図書館の施設であったり、文化施設であったり、そういった施設も入っているところもありますし、他の施設、他の市町村であれば、あと学校施設であったりとか、そういった部分もありますのでそういった部分の調査を広げながら、メリットがあるかどうか1つ1つ検証しながらという形で実際やるとすれば、2期目の5年後と考えております。

以上です。

○議長（菅原由和君） 小野優議員。

○16番（小野優君） 了解しました。

あとは先ほどあったんですが、いわゆる指定管理施設を5年後に見極めるなら見極めるとして、あくまでも直営施設の中だけでやっていくのか、もっとトータルのスケールメリットとして、指定管理施設まで対象としていくという考えになるのか、現時点での見解をお聞きして終わります。

○議長（菅原由和君） 菊池行革デジタル戦略課長。

○行革デジタル戦略課長（菊池長君） 指定管理施設でございますが、検討の俎上には載せたいと思っております。指定管理施設に、これをやることによって利益等についてやっぱり見合わない部分があったりとか、そこら辺いろいろ施設側でも意見があるかと思っておりますので、そこら辺を丁寧にお話を聞きながら、数値的な部分も考えながら、検証していきたいと思っております。

以上です。

○議長（菅原由和君） よろしいでしょうか。

それでは特にご質問等ないようですので、説明事項の⑩は以上でございます。

これで(1)の説明事項を終わります。

説明者退席のため、暫時休憩いたします。



## (2) 報告事項

奥州金ヶ崎行政事務組合議会臨時会(4/28) 報告者：阿部加代子副議長

○議長（菅原由和君） 再開します。次に(2)、報告事項に入ります。

奥州金ヶ崎行政事務組合議会臨時会について、阿部加代子副議長から報告いただきます。

○28番（阿部加代子） 28番、阿部加代子です。

奥州金ケ崎行政事務組合全員協議会、臨時会が開催されましたので、ご報告させていただきます。

奥州金ケ崎行政事務組合ですけれども、奥州市議会から選ばれた10名の議員、金ケ崎町から選ばれた3名の議員で奥州金ケ崎行政事務組合議会を構成しております。

まず、全員協議会ですけれども、これは臨時会が行われる前に行われ、4月28日火曜日9時半から奥州金ケ崎行政事務組合の大会議室で行われました。

これは、議会と言う議会運営委員会に相当するものでございます。

まず、開会があり、議長がおりませんので副議長がご挨拶をされました。副議長は、金ケ崎町から選出をするということが決まっております。

管理者からご挨拶がありました。郷右近管理者が新しく就任されております。

4番目に議員の自己紹介が行われました後、職員紹介が行われております。

6番目に協議事項といたしまして、令和8年第1回奥州金ケ崎行政事務組合臨時会の運営についてということで、まずは、仮議席の指定がございまして、議長選挙がございました。

議長選挙に関しては、奥州市議会から議長を選出することが決まっております。私の方から指名推選ということで高橋浩議員を指名し、指名推薦選挙ということになっております。

その後、議席の指定がございました。

説明事項としましては、いわて消防指令センター総合整備事業についてということで資料を付けておりますので、ご確認をいただければと思います。

いわて消防指令センター総合整備事業につきましてですけれども、実施事業としましては、県内の各消防本部が集まり、一堂に救急の指令センターを作ってそこで一括して119番指令を受けるということになっておりまして、そういう事業が令和4年度、5年度に実施設計、令和6年度、7年度に整備工事、令和8年度に既存設備撤去となっております、盛岡の庁舎改修を行って、盛岡で一括して電話を受けるということになっております。

運用の開始ですけれども、県内に10消防本部がございまして、それによる指令業務の共同運用が始まっております。令和8年4月から本運用を開始されております。

ですので、奥州市内から119番しても、実は盛岡につながっています。盛岡にいる職員が受けるわけですけれども、もちろん奥州金ケ崎行政事務組合の職員もそちらには入っておりますけれども、昔のようにどこのお店の近くだと言われても、職員がその地の利が分からない場合もございまして、やはり的確な場所の指定、住所の指定なんかも必要になってくるかなと思います。

実は、県内の消防本部は12あるわけですけれども、一関と大船渡の消防本部が入っておりません。これはなぜかといいますと、ちょうど、いわて消防指令センターの整備計画が出たときに、先に新しく消防本部の指令を作られてしまっていたがゆえに、この2つの消防本部は入っておりません。いつ入るかというところですが、10数年後に入るかなというようなことでございました。

3番目の新規導入システムということで、新たな通報システム「映像119」と「駆け込み通報装置」が導入になっております。これらはまだまだ市民に知られておりませんので、こういうことをしっかり周知すべきだということで、議員からもご指摘をいただいたところでございます。

あと、新規導入機器としまして、「へり高機能動態管理システム」と「スターリンク」というシステムが入っております。どんどんデジタル化になってきておりまして、通報してそういう映像を見ながらとかということになってくるようでございます。

また、令和8年度第1回奥州金ケ崎行政事務組合臨時会提出案件についても、ご説明があったと

ころでございます。

全員協議会が終わりましてから、同日午前10時30分からの予定が早められまして臨時会が開会され、仮議席の指定、議長選挙、ここで、高橋浩議員が指名推選で選挙されております。

議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、これは1日限りということになっております。

諸般の報告、令和8年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針、管理者演述となっておりますけれども、これはすごく大事です。資料を載せておりますのでご覧いただければと思います。

奥州金ケ崎行政事務組合が担っている仕事は、ごみの焼却、救急・消防、介護保険の認定等、ダムからの水の供給というところで大変身近な事業、市民・町民の身近な業務を担っておりますので、大変重要な施政方針演述ですので、お読みになれられてご意見等をいただければと思いますけれども、施政方針が演術されました。

それに対する質問ですけれども、議員からは、4ページでございます広域火葬場及び広域交流センターにつきまして、混合栓の不具合があるそうで、まず住民が安心してご利用いただける施設の運営に努めてまいりますとありますけれども、そういう細かな修繕なんかも対応していただきたいということと、また、5ページでございます、本年から運用している林野火災注意報・警報と併せてということでございますが、これは、国有林が対象になっているので民有林はどうかというようなことで議員からもご指摘をいただいたところでございまして、民有林というところよりも国有林の方をまずはというところでお話があったところでございます。

戻りまして3ページですけれども、ごみ焼却施設ですけれども、発電設備ができておりまして、余剰電力の有効活用につきまして売電を考えているというところでございました。490キロワットの余剰電力がごみ焼却施設では出ているというところで、令和7年8月に接続が可能になりまして、令和9年度にノンファン型で売電を行うことができるというようなことになっているそうです。

以上のような内容を見ていただければと思います。

あと、議案第1号から議案第6号までが提案されておりまして、細かい説明は省きたいと思っておりますけれども、臨時会の議案第1号で岩手県職員の給与制度に準じて通勤手当の支給限度額等を改定するもの、議案第2号がごみ焼却施設の焼却能力及び適正運転を維持し、安定的な施設の稼働に万全を期すため定期的に設備等の点検整備や交換、補修を実施するもの、議案第3号が令和8年度データログ装置更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、議案第4号が財産の取得に関し議決を求めることについてということで、し尿の処理工程における安定した固液分離を行うために実施するし尿処理施設維持補修工事の回転平膜分離装置整備用の支給部品を購入するものがございます。議案第5号でございますけれども、財産の取得に関し議決を求めることについてということで、水沢消防署の高規格救急自動車が平成23年の購入から15年が経過し、経年による不測の事態を招かぬよう消防力整備計画に基づいて更新するものがございます。議案第6号ですが、令和8年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第1号）となっております。

奥州金ケ崎行政事務組合の特徴といいますか、契約の方法のところの特命随契の契約が何か所も出てくるんですけれども、特殊な、火葬場の整備をした会社でしか直せない、また、他のところに任せてはいけないというようなことを理由に特命随契がずっと行われているというところがありまして、本当にそれでいいのかということもありますけれども、そういう契約がずっと続いているというところが特徴的なところでございます。

あとは各会派から行政事務組合の議員が出ていますので、不明のところは聞いていただければと思います。

臨時議会、議員説明会、本会議等がございますけれども、順番に組合議員が説明をするということになっております。今回、私から説明しましたけれども、次は議席番号の多い方から説明を行うことになっております。何卒よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（菅原由和君） それでは、ただいまの報告に対しましてご質問等あればお受けいたします。

特にないようですので、報告事項は以上といたします。

阿部加代子副議長、大変お疲れ様でした。



#### 4 その他 以下略